

大学院学生便覧

令和8(2026)年度

別府大学

建学の精神

*VERITAS
LIBERAT*

真理はわれらを自由にする

別府大学大学院

Beppu University Graduate School

文学研究科

Graduate School of Humanities

日本語・日本文学専攻 博士前期課程・博士後期課程

Master's and Doctoral Programs in Japanese Language and Literature

史学・文化財学専攻 博士前期課程・博士後期課程

Master's and Doctoral Course in History and Cultural Properties

臨床心理学専攻 修士課程

Master's Program in Clinical Psychology

食物栄養科学研究科

Graduate School of Food and Nutrition Science

食物栄養学専攻 修士課程

Master's Course in Food, Nutrition and Fermentation Science

別府大学歌

作詞 草野心平

作曲 宅孝二

mf
1. おーぎ の ス ロ ー プ こ る ん ぺ き の う み
2. にーお う わ か く さ こ る り べ き の そ ら
い で ゆ の ま ー ち ー の お か の ー え に ー
か げ ろ う の こ と お む ね は ー も え ー
mp
あ く た ら し き き の ほ た と ひ る が ー え ー の び
に ー ち り ん か が や く ろ そ し つ た に し て
う ー つ く し か が こ こ ろ そ し つ た に し て
f
わ れ ら は た と ー う あ ー ー べ つ ぶ だ い が く
わ れ ら は た と ー う あ ー ー べ つ ぶ だ い が く

※原調はへ長調

別府大学歌

作詞 草野心平
作曲 宅孝二

扇のスロープ

紺碧の海

いでゆの街の丘の上えに

新しき旗ひるがえる

日輪かがやく下えにして

われらは讃う

ああ 別府大学

匂う若草

るり色の空

かげろうのごと胸は燃え

国くに東のごと夢はのびる

美しき心ぞつどい

われらは歌う

ああ 別府大学

目 次

大 学 院 の 概 要	大学の沿革	1
	別府大学大学院研究科の理念と教育目標	3
	別府大学大学院 教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針	4
	令和8(2026)年度大学院教員組織	9
	令和8(2026)年度大学院学年暦及び行事予定表	11
履 修 の 手 引	履修について	13
	1. 授 業 時 間	13
	2. 授業時間割及び履修登録手続き	13
	3. 授 業	14
	4. 試 験	14
	5. レポート提出	15
	6. 単位の認定	16
	7. 成 績 発 表	16
	8. 追 試 験	16
	9. 授業科目・履修方法	18
	10. 学 位 論 文	27
	11. 最 終 試 験	28
	12. 課程の修了	28
	修士論文提出要領について	29
	博士論文提出要領について	30
	専修免許状の取得について	31
	専修免許状の種類	31
	基礎資格・所要単位数	31
	教科に関する科目の単位修得方法	32
学 生 生 活 の 手 引	学籍について	37
	1. 在 学 期 間	37
	2. 休 学	37
	3. 退 学	37
	4. 除 籍	37
	5. 復 学	37
	6. 再 入 学	37
	学生生活について	38
	1. 学 生 証	38
	2. 連 絡 方 法	38
	3. 自動車通学	38
	4. 欠 席	38
	5. 住所等の変更	38
	6. 奨学金制度	38

大学院学則・諸規則等

7. 学費の納入時期・納入方法	39
諸証明・各種届出書類について	40
1. 証明書	40
2. 各種願・届出	41
図書館利用について	42
メディア教育・研究センター利用について	44
大学院棟の施設等の使用について	46
別府大学大学院学則	47
別府大学学位規程	65
学位論文評価基準	75
博士論文審査取扱規則	77
別府大学大学院文学研究科、食物栄養科学研究科履修規程	81
公認心理師国家試験受験資格取得に関する規程	84
別府大学大学院科目等履修生規程	87
大学院研究生規程	89
別府大学大学院特別研究学生規程	91
別府大学大学院長期履修学生規程	93
別府大学大学院 博士前期課程・修士課程 入学資格審査要項	97
別府大学大学院 博士後期課程 入学資格審査要項	98
アーキビスト養成プログラムに関する要項	99

沿革

- 明治41年 4月 豊州女学校を開設
- 昭和21年 4月 別府女子専門学校（別府女学院）を別府市鶴見園に設立
理事長・校長・佐藤義詮
- 5月 別府市大字北石垣82（現在地）に移転
- 昭和25年 3月 別府女子大学文学部（国文学専攻・英文学専攻）を設置
初代学長・佐藤義詮
- 昭和29年 2月 別府女子大学を別府大学と改称、男女共学となる
- 4月 別府大学附属上代文化博物館を六勝園に開設
- 昭和33年 4月 第二代学長に花田大五郎就任
- 昭和36年 4月 第三代学長に理事長・佐藤義詮就任
- 昭和38年 4月 文学部に史学科を増設、学芸員養成施設となる
英文学専攻・国文学専攻をそれぞれ英文学科・国文学科に改む
- 昭和41年 10月 開学20周年記念式典を行う。記念事業としてブルガリヤ国立合唱団を招聘し別府国際観光会館にて講演会開催
- 昭和48年 4月 文学部に美学美術史学科を増設
- 昭和51年 10月 別府大学開学30周年記念式典開催
- 昭和52年 3月 別府大学上代文化博物館を校地内に移転、改築、別府大学附属博物館と改称
- 昭和52年 10月 開学30周年記念行事として三笠宮崇仁親王記念講演会開催
- 昭和54年 5月 体育館完成
- 昭和56年 4月 別府大学アジア歴史文化研究所を設置
- 7月 サークルハウス完成
- 昭和61年 11月 学園創立80周年記念式典を挙行
大学本館（図書館・研究室・管理部門）完成
- 12月 第二代理事長に西村駿一就任
- 昭和62年 3月 別府大学駅開業
- 4月 第四代学長に賀川光夫就任
- 昭和63年 11月 武道館完成
別科日本語課程設置
- 12月 研究棟完成
- 平成元年 4月 第五代学長に理事長・西村駿一就任
- 平成2年 9月 体育館完成
- 平成5年 1月 放送大学と単位互換協定締結
- 平成6年 10月 湯布院教職員研修所開設
- 平成7年 4月 別府市国際交流会館完成
宇佐教育研究センター完成
- 10月 別府大学文化ホール完成
- 平成8年 12月 別府大学大学院文学研究科歴史学専攻修士課程を設置
文学部に文化財学科を増設
- 平成9年 2月 30号館竣工
- 4月 第六代学長に中村賢二郎就任
- 4月 31号館竣工
- 5月 学校法人名変更 学校法人佐藤学園を学校法人別府大学に変更
- 12月 別府大学大学院文学研究科日本語・日本文学専攻（修士課程）を設置
- 平成10年 4月 別府大学32号館完成
- 4月 別府大学日田歴史文化研究センター完成
- 5月 別府大学創立90周年記念式典を挙行
- 10月 学校法人別府大学と学校法人明星学園との合併

	12月	別府大学大学院文学研究科文化財学専攻修士課程を設置
	12月	別府大学大学院文学研究科歴史学専攻博士課程（後期）を設置
平成11年	3月	別府大学歴史文化総合研究センター完成
	10月	文学部美学美術史学科を芸術文化学科に名称変更
	12月	別府大学大学院文学研究科日本語・日本文学専攻博士課程（後期）を設置
	12月	文学部に人間関係学科を増設
平成12年	12月	別府大学大学院文学研究科文化財学専攻博士課程（後期）を設置
平成13年	12月	別府大学食物栄養学部食物栄養学科を設置
平成14年	1月	別府大学食物栄養学部食物栄養学科が管理栄養士施設並びに栄養士養成施設として指定
	3月	34号館、35号館完成
	4月	別府大学食物栄養学部食物栄養学科開設
平成15年	4月	第七代学長に黒川 征就任
平成16年	4月	別府大学大学院文学研究科臨床心理学専攻修士課程を開設
平成18年	3月	36号館完成
	4月	食物栄養学部を食物栄養科学部に名称変更
	4月	別府大学大学院食物栄養科学研究科修士課程を開設
	4月	別府大学食物栄養科学部食物バイオ学科を開設
	4月	第八代学長に西村 明就任
	10月	別府大学メディア教育・研究センター完成
	12月	別府大学と大分大学との協力協定書の締結
平成19年	11月	大分香りの博物館開館
平成20年	5月	学校法人別府大学創立100周年記念式典を挙行
	10月	別府大学国際経営学部国際経営学科を設置（21年4月開設）
	11月	第三代理事長に日高紘一郎就任
平成21年	2月	国際経営学部棟（39号館）竣工
	4月	文学部国文学科、英文学科、芸術文化学科を国際言語・文化学科に、史学科、文化財学科を史学・文化財学科に改組
	4月	食物バイオ学科を発酵食品学科に名称変更
平成22年	4月	第九代学長に豊田寛三就任
平成23年	12月	別府大学文化財研究所竹田センター開設
平成27年	4月	第四代理事長に二宮滋夫就任
平成28年	3月	1号館竣工
	4月	第十代学長に佐藤瑠威就任
平成29年	1月	18号館（佐藤義詮記念館）竣工
平成30年	2月	別府大学ファンヴィレッジ寮竣工
	11月	学校法人別府大学創立110周年記念式典を挙行
平成31年	2月	別府大学剣志寮竣工
	4月	第十一代学長に飯沼賢司就任
令和3年	4月	別府大学大学院文学研究科史学・文化財学専攻博士課程（前期・後期）を設置
	12月	別府大学創立70周年記念式典を挙行
令和4年	3月	別府大学大学院文学研究科歴史学専攻博士課程（前期・後期）を廃止
	4月	第十二代学長に友永 植就任
	12月	別府大学と別府医療センターとの「看護学部設立・運営に関する包括連携協定」の締結
令和5年	3月	別府大学大学院文学研究科文化財学専攻博士課程（前期・後期）を廃止
令和7年	1月	別府大学看護学部実習・研究室棟竣工
	4月	別府大学看護学部看護学科を設置

【別府大学大学院研究科の理念と教育目標】

別府大学大学院学則第2条及び第2条の2項をふまえ、研究科の理念及び教育目標を次のように定める。

文学研究科

伝統的人文学領域の創造的継承と新しい学問領域の構築をめざすとともに、時代の要請に応え、地域の知識基盤社会を支える豊かな学識と実践能力を備えた有為な人材を育成する。

博士前期課程及び修士課程

日本語・日本文学専攻

伝統ある歴史をもつ国文学科の実績を基に、古代から現代に至る日本語・日本文学の教育研究を推進する。本課程では中学校・高等学校や日本語教育の教育職、出版関係の職などをめざす有為な人材を育成する。また、外国人留学生の教育を重視し、日本語・日本文学の豊かな学識を培い、国際的に活躍できる人材を育成する。

史学・文化財学専攻

歴史学・文化財学を社会の中で実践的に役立てる人材の養成をめざす。史学・文化財学専攻では、多岐にわたる領域（日本史、東洋史、世界史、アーカイブズ学、考古学、文化財保存学、民俗学、美術史学、地理学など）を通して幅広い知識と技能を修得し、融合的、横断的に教育を行い、高い専門性を有するとともに国際的視野や地域に即した発想で研究対象を捉えることができる人材を育成し、歴史・公文書管理・文化財など多様な社会的要請に応じて、地域で活躍できる人材を養成する。

臨床心理学専攻

「こころの専門家」として地域社会に貢献できる高度専門職業人の育成をめざす。本専攻は、修士課程のみで構成され、臨床心理学をめぐる特論、査定、演習、実習などの教育プログラムが用意されている。地域社会のさまざまな場で発生する「こころの問題」にたずさわる臨床心理士及びカウンセラーを養成する。

博士後期課程

後期課程は、日本語・日本文学専攻、史学・文化財学専攻からなり、博士論文の作成を通じて、研究者として自立して活動できる高度な研究能力と豊かな学識を養い、教育職や博物館・美術館などの専門職を目指す有為な人材を育成する。

食物栄養科学研究科

食物栄養科学研究科の理念と教育目標

人々の健康生活に寄与するため、最新の栄養学・生命科学・健康科学の知識・技能に基づいた研究および研究指導を行う。

食物栄養学専攻

栄養学の先進的な研究領域である「栄養科学研究領域」、発酵食品学や食香粧科学等の食物学の先進的な研究領域である「食品科学研究領域」、分子生物学や生命工学、応用微生物学等の先進的な研究領域である「応用生物学研究領域」を三つの柱とする。また、それらの研究領域を支える「研究基盤領域」では、研究に必要とする倫理や統計、技能等を学ぶ。

別府大学大学院 教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針 (カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー)

○ 別府大学大学院 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)

1. 文学研究科 博士前期課程 (修士課程) カリキュラム・ポリシー

文学研究科博士前期課程 (修士課程) は、建学の精神「真理はわれらを自由にする」に基づき、伝統的人文学領域の創造的継承と新しい学問領域の構築をめざすとともに、時代の要請に応え、地域の知識基盤社会を支える豊かな学識と実践能力を備えた有為な人材を育てることを目的としています。

このような目的を実現するために、ディプロマ・ポリシーに示された高度な専門力、汎用力を身につけ、修士論文を完成するために、以下のようにカリキュラムを編成します。

- ①高度な専門知識の修得のための講義科目を置く。
- ②問題の分析とあらたな展望の提示のための演習科目を置く。
- ③各自の研究テーマ、研究計画に基づき進捗状況を把握しながら指導教員による論文指導を行う。

またカリキュラムの実施に当たっては、各専攻の教育目標に従って、講義・指導の担当者がシラバスを作成し、科目の到達目標、学習内容、成績評価の方法、事前準備などを明示し、自己点検・自己評価を行い、FD活動を通じて、教育の改善を図るように留意します。さらに、研究指導においては、研究の進捗状況を把握し、適切な指導ができる体制を確保します。

1 日本語・日本文学専攻

日本語・日本文学専攻では日本語・日本文学の領域で専門的知識を習得し、自らが設定したテーマによる修士論文作成ができるようなカリキュラムを編成します。そのために日本語、日本文学について、それぞれ時代別のあり方を理解することで伝統の継承と理解を深めることができるような各科目を設定しています。また、編成の上で 国際的視野から広く対象をとらえることにも重点を置き、比較文学研究、日本文化論などの科目を設置しています。

2 史学・文化財学専攻

史学・文化財学専攻では、多岐にわたる領域 (日本史、東洋史、世界史、アーカイブス学、考古学、文化財保存学、民俗学、美術史学、地理学など) を通して幅広い知識と技能を修得し、研究テーマの設定や修士論文を作成できるようなカリキュラムを編成します。そのうえで、日本史・東洋史・西洋史領域では、研究史整理と原典を含む文献史料の読解力、洞察力を高める科目、アーカイブス領域では、行政文書や古文書などさまざまな文書記録の正確な読解と保存管理の理論と技法の科目、文化財と文化の継承のための高い専門知識を修得できる科目、現地調査の実践力を高める科目を設定しています。また領域相互の交流により、高い専門性を有するとともに国際的視野や地域に即した発想で研究対象を捉えることができる人材を育成することをめざします。

3 臨床心理学専攻

心の健康の保持増進をめざし、保健医療、教育、福祉、司法・犯罪、産業・労働の5分野における

心理に関する支援の技能を身につけ、さまざま職種と協働しながら主体的に実践できる人材を養成します。

2. 文学研究科 博士後期課程 カリキュラム・ポリシー

文学研究科博士後期課程は、建学の精神「真理はわれらを自由にする」に基づき、博士論文の作成を通じて、研究者として自立できる高度な研究能力と豊かな学識を養うために、指導の目標を明示し、論文作成計画に基づいた研究指導を実施するとともに、学会などの場における発表の機会を設け、研究能力の向上を図ります。

このような本課程の方針に基づき、各専攻は以下の方針で研究指導を行います。

1 日本語・日本文学専攻

日本語・日本文学の研究において学会の研究の水準に基づきながら独創性を持った論文作成ができるように専門知識と理論を習得させます。また、研究者としての自覚を高めるために学会に積極的に関わらせ専門分野で次代を担うことのできるように研究能力の向上を図った上で、博士論文作成を目標に指導します。

2 史学・文化財学専攻

専門とする領域（日本史、東洋史、西洋史、考古学、文化財保存学、民俗学、美術史学、地理学）において、高度な専門性と技能を修得するように指導を行います。学会等で研究価値のある発表ができ、学術雑誌等に論文投稿ができるよう、裏付けとなる方法論と技法、理論を修得させるよう指導します。博士論文の作成を通じて自立した研究者の育成をめざします。

3. 食物栄養科学研究科食物栄養学専攻 カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシーに示された学修成果（到達目標）に対応して、以下の科目区分を置き、それぞれの科目区分の要請する内容を偏りなく、包含する諸科目を設定する。

栄養科学研究領域

1. 社会・環境と健康の関係、公衆衛生及び疫学のシステム研究力
2. 人体の機能や医学・生理学研究力
3. 食品の栄養特性・物性と食品成分の人間生活・健康に与える影響および食品の加工保蔵・調理学研究力
4. 健康の保持・増進、疾病の予防・治療における栄養素の役割および代謝の分子栄養学的研究力
5. ライフステージの変化に伴う栄養状態の変化と食事運動指導・栄養管理研究力
6. 食育・食行動に関する情報の収集・分析および栄養教育計画の作成・実施・評価と行動科学・カウンセリング研究力
7. 傷病者・クライアントの病態や栄養状態に応じた適切な栄養管理を行うために、栄養管理プロセスに関する研究力
8. 国や地域社会の健康・栄養問題や政策活動、関連要因の情報収集・課題分析研究力
9. 給食運営に伴う栄養面・安全面・経営面の総合的マネジメントの研究力

食品科学研究領域

1. 食品素材や食品加工で生じる物理化学的な現象に関する研究力

2. 多様化する食糧問題へのバイオテクノロジーによるアプローチに関する研究力
3. 発酵食品の製造方法、機能性を理解し、新たな製品を開発する研究力
4. 香料や香り物質の分子構造の解明に関する研究力

応用生物学研究領域

1. ヒトや微生物の分子生物学的研究力
2. 生物の遺伝や酵素等の生命の仕組みに関する研究力
3. 環境に偏在する微生物とヒトの関わりに関する研究力
4. 微生物の有用な機能を見出し、利用・応用する研究力

研究基盤領域

1. 修士論文研究を通じた課題発見とその客観的分析と解決のために必要な知識・技能
2. 公正研究に必要な研究倫理・利益相反マネジメントの知識
3. 自然科学論文研究に必要な情報リテラシーと統計学の知識・技能

○ 別府大学大学院 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

1. 文学研究科 博士前期課程（修士課程） ディプロマ・ポリシー

修士課程で修得した幅広い教養、専門力、汎用力を、さらに組織的な教育・研究体制ならびに体系的な教育課程のもとで発展させ、深い学識と研究方法を身につけ、その成果として、十分な学問的水準に到達した学位論文を作成した学生に対して最終審査を行い、これに合格した者に対して、修士（文学）の学位を授与します。

- ①学位の客観的水準を確保するため、最終試験の発表を公開します。
- ②専攻分野について深い学識と研究能力の有無を確認するために最終試験を実施します。
- ③審査に当たっては、専門職にふさわしい知識、技能、研究への意欲を持つかなどについても加味し、評価します。また、広い視野にたった学識、高度な専門技能を備え、高度な専門性を必要とする職業を担うための能力を身につけているということを鑑み、社会的意義から専攻分野において修得した深い知識と倫理観により問題を分析し、新たな展望を開くことができるという点を重視します。

1 日本語・日本文学専攻

上代から現代に至る時代の日本語・日本文学を体系的に理解するとともに専門的な文献、資料の読解ができる能力を習得し、先行する研究を正確に理解した上で現代の研究水準にふさわしい論理的思考により自らの研究成果を発表することができる学生に学位を授与します。

2 史学・文化財学専攻

- 日本史・東洋史・西洋史・アーカイブス学の領域では、先行研究の業績内容を正しく理解して、批判すべき点は正当な手続きを経て批判できる方法論を修得している学生に対し学位を授与します。
- 歴史史料について、日本史領域では、古文書等の文献史料を正確に解読して内容を理解する知識を修得し、それをもとに専門的な修士論文を構想し、正しく執筆できる能力を持っている学生に対し学位を授与します。
- 歴史史料について、東洋史領域、西洋史領域では、外国語の文献史料を正確に読解して内容を理

解する知識を修得し、それをもとに専門的な修士論文を構想し、正しく執筆できる能力を持っている学生に対して学位を授与します。

○アーカイブス学領域では、行政文書・古文書等の文献史料を正確に読解するだけでなく、それを保存・整理・管理する論理と実務能力を修得し、それをもとに専門的な修士論文を構想し、正しく執筆できる能力を持っている学生に対して学位を授与します。

○考古学、文化財保存学、民俗学、美術史学、地理学の領域では、祭礼から発掘調査等まで幅広く地域の文化財に関する専門知識と技能を修得し、収集した資料や分析などから得た情報を適確に解析できる能力を身につけ、文化財関係の教育・専門職として地域の活性化や文化継承の核となり、社会に寄与できると判断された学生に対して学位を授与します。

このDPを実現するために、カリキュラムは編成されている。

○「先行研究の業績内容を正しく理解して、批判すべき点は正当な手続きを経て批判できる方法論」は、全ての科目に含まれるが、とくに特殊研究の科目、演習科目で重視している。

○日本史領域の「古文書等の文献史料を正確に解説して内容を理解する知識を修得」も、日本史関係科目全てに共通するが、とくにテーマ研究「史料学研究（Ⅰ，Ⅱ）」に重点化している。

○東洋史・西洋史領域の「外国語の文献史料を正確に読解して内容を理解する知識を修得」は、特殊研究「西洋史研究（ⅠA～ⅡB）」、「東洋史研究（A，B）」で重視している。

○アーカイブス学領域の「行政文書・古文書等の文献史料を正確に読解するだけでなく、それを保存・整理・管理する論理と実務能力を修得」は、特殊研究「アーカイブズ学研究（A，B）」などが担保しており、とくに実務能力は、演習「アーカイブズ学演習」での公文書館インターンシップ、テーマ研究「アーカイブス研究（Ⅰ～Ⅲ）」での実務経験者の講義や現場見学などで、修得できるよう設定している。

○考古学、文化財保存学、民俗学、美術史学、地理学の領域では、「地域の文化財に関する専門知識と技能を修得」ができるよう、特殊研究科目群（「考古学研究（ⅠA～ⅢB）」、「民俗学研究（A，B）」、「文化財保存科学研究（A，B）」、「文化財保存修復研究（A，B）」、「美術史学研究（A，B）」、「地理学研究（A，B）」）、演習科目群を設定している。「資料や分析などから得た情報を適確に解析できる能力」はとくに演習科目で涵養される。「地域の活性化や文化継承の核となり、社会に寄与できる」実務者養成のために、テーマ研究「文化財学研究（Ⅰ～Ⅷ）」に多彩な実務経験者を多く配置している。

3 臨床心理学専攻

保健医療、教育、福祉、司法・犯罪、産業・労働のいずれかの分野において、心理的な支援に関わる相談、助言、指導、教育を専門的に行い、さらに心理的諸問題の背景にある事象を分析することができる学生に対し学位を授与します。

2. 文学研究科 博士後期課程 ディプロマ・ポリシー

文学研究科では、所定の年限在籍し、所定の研究指導を受け、博士論文の最終試験に合格した者に対して、学位規定の定めるところにより博士（文学）の学位を授与します。原則として学外の教員・研究者等として活動できる研究能力を有しているかを基準に最終試験を公開して判定を行います。

学位授与にあたっては、以下の点に到達していることが求められます。

(1) 博士前期課程で培った学識、技能を発展させ、高い倫理観のもと、自立した研究を推進する能力

があること。

(2) 専攻文献を的確に理解し、学問の水準にあった研究成果を発表できること。

このような本課程の方針に基づき、各専攻は以下の学位授与の方針に基づき学位を授与します。

1 日本語・日本文学専攻

日本語・日本文学の分野において次のような学生に対し学位を授与します。

- ①専門的な高度の知識を習得し、その専門知識を基礎として博士論文を作成できる能力を有すること。
- ②先行研究を理解し、専門分野の研究の深化に貢献できる能力を有すること。
- ③先行研究を理解し学問的水準を持つとともに独創的な視点による研究能力を有すること。

2 史学・文化財学専攻

○日本史・東洋史・西洋史の3領域において次のような学生に対し学位を授与する。

- ①専門的な高度の知識を修得し、その専門知識を基礎として博士論文を作成できる能力を有すること。
- ②先行研究の業績を十分理解したうえで、その先行業績を批判的に発展継承できる能力を有すること。
- ③これまでの先行研究にはない、独創的かつ先端的研究を確立して推進できる能力を有すること。

○考古学・民俗学・美術史学・文化財保存学・地理学の領域において次のような学生に対して学位を授与する。

- ①文化財に関する高度な専門知識と技能、優れた資料収集能力やデータの解析能力を修得し、その専門知識を基礎として博士論文を作成する能力を有すること。
- ②先行研究の業績を踏まえつつ、独自の視点で研究を発展させる能力を有すること。
- ③研究者や文化財関係の教育・専門職として社会に寄与できると判断できること。

3. 食物栄養科学研究科食物栄養学専攻 ディプロマ・ポリシー

所定の単位を修得して、次のことを修得しており、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に学位を授与する。

- (1) 食、健康、生命科学に関する最先端の専門的な各分野を横断的に理解し、高い専門的な能力を修得している。
- (2) 臨床・公衆栄養分野、栄養食事指導・食事運動指導などの活動において最先端の知識と実践的な指導力を修得している。
- (3) 生命科学に関する基礎的理解があり、分子生物学の専門分野に関する最先端の知識・技術・技能を修得している。

令和8（2026）年度 大学院教員組織

大学院委員会委員長（学長）
文学研究科長
食物栄養科学研究科長

友 永 植
田 中 裕 介
高 松 伸 枝

文学研究科

<日本語・日本文学専攻>

教授
文学修士 河 野 豊

教授
文学修士 山 野 敬 士

教授
博士（文学） 高 木 伸 幸

教授
博士（学術） 内 山 和 也

教授
博士（文学） 橋 本 正 志

講師（兼任）
文学修士 浅 野 則 子

<史学・文化財学専攻>

教授
文学修士 友 永 植

教授
博士（歴史学） 白 峰 旬

教授
文学修士 佐 藤 孝 裕

教授
文学修士 針 谷 武 志

教授
文学士 田 中 裕 介

教授
博士（文学） 上 野 淳 也

教授
博士（文学） 宮 崎 聖 明

教授
博士（文学） 福 西 大 輔

教授
修士（文学） 玉 川 剛 司

准教授
博士（文学） 柳 成 煜

准教授
博士（文学） 佐 伯 彩

講師（兼任）
修士（芸術学） 篠 崎 悠美子

講師（兼任）
修士（文化情報学） 平 田 豊 弘

講師（兼任）
工学修士 三 輪 宗 弘

講師（兼任）
教育学修士 平 井 義 人

講師（兼任）
文学修士 春 田 直 紀

講師（兼任）
芸術学修士 岡 田 健

講師（兼任）
文学修士 下 村 智

講師（兼任）
文学修士 仲 嶺 真 信

講師（兼任）
博士（文学） 安 松 みゆき

講師（兼任）
芸術学修士 段 上 達 雄

講師（兼任）
文学修士 飯 沼 賢 司

講師（兼任）
修士（法学） 早 川 和 宏

講師（兼任）
文学士 青 木 睦

講師（兼任）
博士（ライブラリーサイエンス） 新 原 俊 樹

講師（兼任）
学士（文学） 大 林 賢太郎

講師（兼任）
文学士 渡 辺 智恵美

講師（兼任）
博士（文学） 赤 松 秀 亮

〈臨床心理学専攻〉

教授 博士 (心理学)	矢 島 潤 平
教授 修士 (文学)	齊 藤 哲 也
准教授 修士 (福祉社会科学)	日 和 恭 世
准教授 修士 (文学)	藤 元 慎太郎
講師 修士 (文学)	榊 原 有 紀
講師 (兼任) 文学修士	大 嶋 美登子
講師 (兼任) 修士 (教育学)	小 野 貴美子
講師 (兼任) 保健学博士	中 野 明 徳
講師 (兼任)	小 関 哲 郎
講師 (兼任) 文学修士	児 島 達 美
講師 (兼任)	高 橋 泰 夫
講師 (兼任) 医学博士	津 田 彰
講師 (兼任) 博士 (心理学)	古 賀 聡
講師 (兼任) 修士 (福祉社会科学)	中 村 廣 光
講師 (兼任) 博士 (心理学) 博士 (医学)	岡 村 尚 昌
講師 (兼任) 博士 (文学)	井 村 修
講師 (兼任) 博士 (心理学)	服 卷 豊
講師 (兼任) 医学博士	河 野 健太郎
講師 (兼任) 学士 (医学)	平 川 博 文
講師 (兼任) 学士 (医学)	佐 藤 盛 暁
講師 (兼任) 学士 (医学)	室 長 祐 彰
講師 (兼任) 学士 (医学)	泉 寿 彦
講師 (兼任) 学士 (医学) 講師 (兼任) 学士 (医学)	井 上 綾 子 駄 阿 優 子

〈食物栄養学専攻〉

教授 理学博士	大 坪 素 秋
教授 博士 (医学)	樋 園 和 仁
教授 博士 (医学)	高 松 伸 枝
教授 博士 (栄養学)	木 村 靖 浩
教授 博士 (栄養科学)	吉 村 良 孝
教授 人間環境学修士	平 川 史 子
教授 博士 (学術)	仙 波 和 代
教授 博士 (農学)	陶 山 明 子
教授 博士 (農学)	坂 本 幸 司
教授 博士 (学術)	梅 木 美 樹
教授 博士 (理学)	宮 戸 真 美
教授 博士 (農学)	狩 生 徹
教授 博士 (学術)	高 下 秀 春
准教授 修士 (環境共生学)	中 村 弘 幸
准教授 博士 (農学)	菊 間 隆 志

食物栄養科学研究科

令和8(2026)年度大学院学年暦及び行事予定表

期間		
令和8年 (2026年)	4月 2日 (木) ~ 4月 8日 (水)	新入生・在学生オリエンテーション
	4月 2日 (木)	健康診断
	4月 6日 (月)	在学生「web履修」登録締切
	4月 7日 (火)	入学式
	4月 8日 (水)	健康診断
	4月10日 (金)	前期開講
	4月22日 (水)	新入生「web履修」登録締切
	5月 7日 (木)	月曜日授業
	5月 8日 (金)	水曜日授業
	5月18日 (月) ~ 5月22日 (金)	健康診断
	6月 6日 (土)	体育祭(休講)
	6月17日 (水)	健康診断(未受診者)
	6月27日 (土)	大学院3期入試
	7月17日 (金)	「修士論文」提出締切(10月入学生)
	7月30日 (木) ~ 7月31日 (金)	「集中・補講」期間
	8月 3日 (月) ~ 8月 7日 (金)	「前期末試験」期間
	8月 8日 (土)	期末試験予備日
	8月10日 (月) ~ 9月16日 (水)	夏期休業
	8月17日 (月) ~ 8月21日 (金)	「集中講義」期間
	8月31日 (月) ~ 9月 4日 (金)	「集中講義」期間
	9月 2日 (水)	大学院1期入試
	9月 9日 (水)	「履修」変更締切
	9月14日 (月)	前期学位記授与式
	9月16日 (水)	後期入学式
	9月16日 (水)	後期入学生オリエンテーション
	9月17日 (木)	後期授業開始
	9月30日 (水)	後期新入生「web履修」登録締切
	10月16日 (金)	月曜日授業
	11月 7日 (土) ~ 11月 9日 (月)	大学祭(休講)
	11月12日 (木)	月曜日授業
	11月21日 (土)	学部入試指定校、推薦1期、スポーツ・文化(休講)
	11月26日 (木)	月曜日授業
12月23日 (水) ~ 12月25日 (金)	「集中・補講」期間	
12月23日 (水) ~ 1月 3日 (日)	冬期休業	
令和9年 (2027年)	1月 4日 (月)	講義再開
	1月15日 (金)	大学入学共通テスト(準備)
	1月16日 (土) ~ 1月17日 (日)	大学入学共通テスト(休講)
	1月20日 (水)	「修士論文」提出期限(4月入学生)
	1月25日 (月) ~ 1月29日 (金)	「後期末試験」期間
	1月30日 (土)	期末試験予備日
	2月20日 (土)	大学院2期入試
	2月下旬	「修士論文」最終試験(口頭試問)
	〃	「年次レポート」提出期限
3月17日 (水)	学位記授与式	

履修の手引

【履修について】

1. 授業時間

授業の時間帯は次のとおりである。

校時表	1 時限目	9時00分～10時30分
	2 時限目	10時40分～12時10分
	3 時限目	13時00分～14時30分
	4 時限目	14時40分～16時10分
	5 時限目	16時20分～17時50分

2. 授業時間割及び履修登録手続き

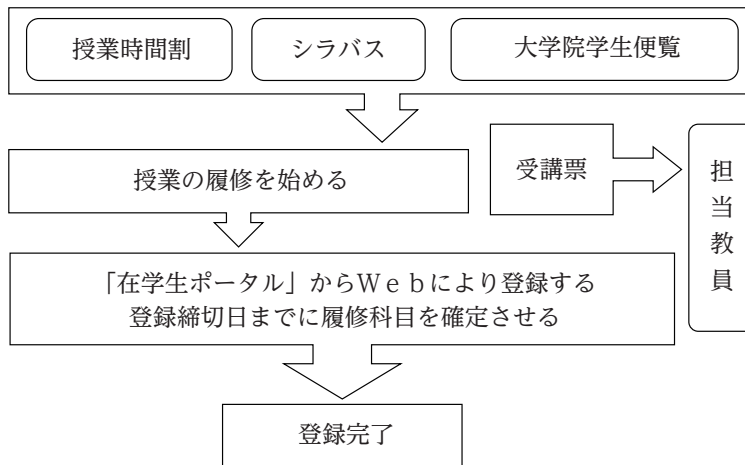
(1) 授業時間割

年度当初に、前・後期を通しての年間授業時間割が発表される。

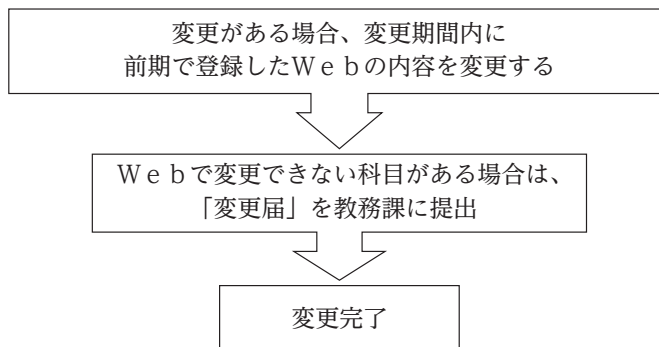
(2) 履修登録

履修登録は、年度当初に年間の履修登録をしなければならない。

① 履修登録の手続き



〈変更手続き（後期）〉



※前期の変更期間なし。

② 履修登録の留意点

- ・ Webサイトの締切日までは、何度でも変更できる。
- ・ 後期の履修変更期間は掲示によって知らせる。

3. 授 業

(1) 休講と補講

授業は、授業時間割により行われるが、授業科目担当の教員が止むを得ない理由等により授業を休む場合、その授業は「休講」となる。このような場合は、掲示板又はWebに「休講連絡」を掲示する。

尚、授業開始時間になっても担当教員が教室に来ない場合は、教務課へ連絡を取り、指示を受けること。

休講科目は、所定の補講期間或いは通常の講義の空き時間帯等で行われる。補講の実施については、掲示又はWebで連絡する。

(2) 授業の欠席

授業を欠席する場合は、所定の「欠席届」を各専攻担当教員を経て、各授業科目担当教員に提出すること。

授業を3分の1以上欠席した場合には、後に述べる定期試験における受験資格を失うことになるので、注意すること。

(3) 授業の公欠

公欠に該当する欠席の場合、学生は、公欠届等を教員に提出し、授業に相当する学修・指導等を受けた場合は、出席扱いとする。ただし、免許・資格取得のため、法律で定められた指定時間等を満たす必要がある授業科目については、期末試験受験資格の出席回数（授業回数の2/3）は、公欠を含まない回数となる場合があることに注意すること。

手続き

- ①教務課に公欠届および関係書類等を提出する。
- ②教務課は、書類が完備されていることを確認し、公欠届および関係書類のコピー等を学生が履修している授業分手渡す。
- ③学生は、教務課で受け取った公欠届等を授業担当教員に提出する。
- ④公欠届等を受け取った教員は、公欠した授業に相当する学修を課す。また、教員は公欠した授業の資料を配付する等、適切な指導を行う。
- ⑤公欠の既定以外による欠席は、原則として欠席扱いとし、学生は欠席届を授業担当教員に提出する。

4. 試 験

科目所定の単位を取得するためには、所定の履修手続きを経て授業科目を履修し、試験を受けこれに合格しなければならない。

本学では、学期末の所定の期間内に行われる「定期試験」を実施している。

試験は、論文・研究報告などをもってこれにかえることがある。

【定期試験】

<試験時間割の発表等>

- (1) 試験の時間割は試験開始の約2週間前に教務課より発表される。
尚、試験時間割発表後にその内容に変更があったときは、教務課掲示の時間割を訂正することで通知する。
- (2) 試験の時間は、60分で行う。
- (3) 次に示す授業科目は試験時間割には記載されない。
これらについては、別途教科担当教員又は教務課より指示する。
 - ・論文（レポート）の提出によるもの（論文を提出するときは、表紙を必ずつけて、提出場所、期日を間違えないよう提出すること。）
 - ・試験期間以外の日に試験を実施するもの

<受験資格>

受験にあたっては、次のとおり受験資格の要件が定められており、この要件に該当する場合は受験することができない。

- (1) 試験を受けようとする科目を、その学期において履修していないとき。
- (2) 試験を受けようとする科目に対する出席時数が総授業時数の3分の2に満たないとき。
- (3) 授業料その他の納付金未納のとき。
- (4) 受験中に学生証を所持していないとき。
- (5) 試験開始後25分以上遅刻したとき。

<試験場内での留意点>

- (1) 各試験場では、試験監督教員の指示に従うこと。
視力等の関係で特定の位置に座席指定を希望する場合は、事前に試験監督教員まで申し出ること。
- (2) 各試験場では、学生証を机上に提示すること。
学生証を持たない学生は、学生課にて「仮学生証」発行の手続きを取ること。ただし、仮学生証の有効期間は当日だけなので、留意すること。（後に述べる追・再試験を含む）
- (3) 試験を開始してから25分を過ぎたときは入場できない。また、同じく30分を過ぎなければ退場が認められない。
- (4) 特定の指示がある場合を除き、筆記に必要な鉛筆、万年筆、消しゴム以外の携帯品は全て鞆等に入れ、足下に置くこと。
- (5) 物品の貸借、私語等は厳に慎み、疑わしい行動をとらないこと。
- (6) 受験中に不正行為（疑わしいものを含む）があった場合には、研究科履修規程により次のとおり処分される。
 - ・その学期中の全試験科目の登録を取り消す。
 - ・受験中に答案を持ち出した者については、その受験科目の登録を取り消す。

5. レポート提出

特に定期試験の前後にはレポート提出の機会が多くなるが、その提出にあたっては必ず所定の表紙を付けて提出すること。又、レポートは原則として直接教科担当の教員に提出すること。教務課に提出するよう指示された場合も、期限を厳守しないと一切受理されないので注意すること。

尚、レポート提出時の所定の表紙は購買部にて販売している。

6. 単位の認定

－成績評価－

「4. 試験」の項でも説明したように、科目所定の単位を取得するためには、所定の履修手続きを経た後、当該授業科目について3分の2以上出席して履修し、試験を受けこれに合格しなければならない。

試験の結果、単位と共に次の5段階の成績評価をする。

評価基準	左に対応する評価	単位認定
90～100点	A A	合格
80～89点	A	合格
70～79点	B	合格
60～69点	C	合格
59点以下	F	不合格

C以上を合格とし、Fは単位が与えられない。

7. 成績発表

定期試験の結果は、試験終了後の所定の期間にWeb「在学生ポータル」にて確認すること。

以下の事項について注意のうえ、試験結果を確認すること。

- ① 入学当初に配布した開講授業科目一覧表の中で前期・後期に分れた科目の前期・後期の試験結果の成績がすべて出ているかをチェックすること。

都合により、後期にまとめて成績を出す科目がある。

- ② 試験結果についての成績確認、疑義及び質問事項等がある場合は、定期試験終了後2週間以内に教務課窓口にお問い合わせすること。

それ以後の問い合わせには応じられない。

8. 追試験

追試験は、正当な理由により、定期試験を受けることができなかった場合に行われる。この場合、予め各専攻担当教員あるいは教務課等関係部署に連絡を取るとともに、後日「追試験許可願」と共に次に示す診断書又は正当な証明書を添えて、所定の期日迄に教務課に願い出れば、審査の上、受験の機会が与えられる。

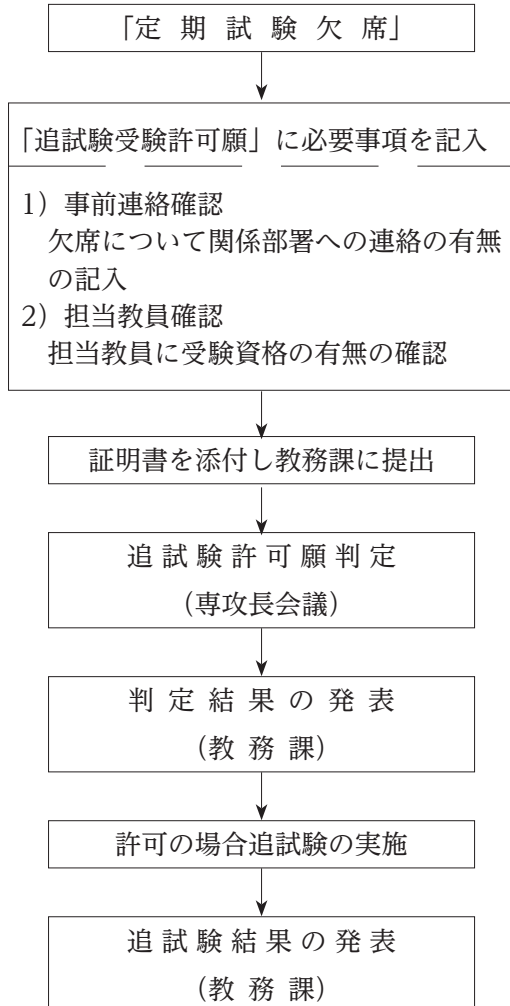
尚、試験時間割の見間違い等、本人の不注意による場合は、追試験を受けることができない。

<各事例と証明書の種類>

- ① 病気による場合は、医師の診断書を提出すること。
- ② 交通事故による場合は、警察署の事故証明書を提出すること。
- ③ 就職試験受験の場合は、就職試験のあることを証明する書類と就職指導課の証明書を添えて提出すること。
- ④ 交通機関の遅れによる場合は、交通機関発行の遅延証明書を提出すること。
- ⑤ 血族の3親等以内（父母、兄弟姉妹、祖父母、曾祖父母、伯叔父母）の忌引による場合は、葬儀の会葬礼状を提出すること。

- ⑥ 上記以外の理由による場合は、上記に準じた証明書を提出のこと。
なお、親や下宿先等の証明は不可とする。

【追試験受験許可願の手続き方法】



- ① 追試験受験料は無料
② 追試験の日時は、教務課窓口にて通知する。

- ① 結果はWebで確認のこと。

9. 授業科目・履修方法

A. 文学研究科日本語・日本文学専攻博士前期課程

(1) 授業科目及び修了要件

	科目名	担当者	開講期間	配当年次	単位		備考		
					必修	選択			
日 本 文 学 学	日本文学論A	浅野	前期	1・2		2	A・B併せて 1科目として 3科目12単位 以上〔日本語 学①を含む〕		
	日本文学論B	浅野	後期	1・2		2			
	日本文学特殊研究ⅠA(古典Ⅰ)	浅野	前期	1・2		2			
	日本文学特殊研究ⅠB(古典Ⅰ)	浅野	後期	1・2		2			
	日本文学特殊研究ⅡA(古典Ⅱ)	(休講)	前期	1・2		2			
	日本文学特殊研究ⅡB(古典Ⅱ)	(休講)	後期	1・2		2			
	日本文学特殊研究ⅢA(近現代Ⅰ)	高木	前期	1・2		2			
	日本文学特殊研究ⅢB(近現代Ⅰ)	高木	後期	1・2		2			
	日本文学特殊研究ⅣA(近現代Ⅱ)	橋本	前期	1・2		2			
	日本文学特殊研究ⅣB(近現代Ⅱ)	橋本	後期	1・2		2			
	日本文学特殊研究ⅤA(比較文学)	河野(豊)	前期	1・2		2			
	日本文学特殊研究ⅤB(比較文学)	河野(豊)	後期	1・2		2			
	比較文化研究A	山野	前期	1・2		2			
	比較文化研究B	山野	後期	1・2		2			
	日本文化論A	(休講)	前期	1・2		2			
	日本文化論B	仲嶺	後期	1・2		2			
	地域文学研究	(休講)	前期	1・2		2			
	異文化交流研究	佐藤(孝)	後期	1・2		2			
	日 本 語 学	日本文学演習Ⅰ(古典Ⅰ)	(休講)	通年	1～2			8	8単位以上 (日本語学② を含む)
		日本文学演習Ⅱ(古典Ⅱ)	(休講)	通年	1～2			8	
日本文学演習Ⅲ(近現代Ⅰ)		高木	通年	1～2		8			
日本文学演習Ⅳ(近現代Ⅱ)		(休講)	通年	1～2		8			
日本文学演習Ⅴ(比較文学)		河野	通年	1～2		8			
日本文学演習Ⅵ(比較文化)		山野	通年	1～2		8			
日 本 語 学	日本語学論A	(休講)	前期	1・2		2	※①		
	日本語学論B	(休講)	後期	1・2		2			
	日本語学史A	(休講)	前期	1・2		2			
	日本語学史B	(休講)	後期	1・2		2			
	日本語学特殊研究ⅠA	(休講)	前期	1・2		2			
	日本語学特殊研究ⅠB	(休講)	後期	1・2		2			
	日本語学特殊研究ⅡA	内山	前期	1・2		2			
	日本語学特殊研究ⅡB	内山	後期	1・2		2			
	コミュニケーション論A	(休講)	前期	1・2		2			
	コミュニケーション論B	(休講)	後期	1・2		2			
	社会言語学研究A	(休講)	前期	1・2		2			
	社会言語学研究B	(休講)	後期	1・2		2			
	日本語学演習	内山	通年	1～2		8	※②		
	社会言語学演習	(休講)	通年	1～2		8			

32
単
位
以
上

(2) 履修方法

1. 2年以上在学し、所定の授業科目について32単位以上を修得し、かつ研究指導を受け、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、修士論文提出には、1年次修了時で、20単位以上修得していることが必要である。
2. 日本文学、日本語学（演習を除く）からA、B併せて1科目として3科目12単位以上を修得すること。
3. 演習は同一科目8単位以上を2年間にわたって履修すること。ただし、社会人入学の場合に限って1年次で同一分野の2つの演習を修得し8単位とすることができる。
4. 「演習」を除く科目については、他専攻生も担当教員の許可を得て履修することができる。特殊研究についてはA・B併せて1科目として2科目まで認める。
5. 「日本文学」の「日本文化論B」は、史学・文化財学専攻の「テーマ研究」の「歴史資料論Ⅱ」と同一科目。
同じく「異文化交流研究」は、史学・文化財学専攻「テーマ研究」の「異文化交流研究Ⅱ」と同一科目。
「比較文化研究A」「比較文化研究B」、「日本文化論A」「日本文化論B」、「地域文学研究」、「異文化交流研究」、「日本語学論A」「日本語学論B」、「コミュニケーション論A」「コミュニケーション論B」、「社会言語学研究A」「社会言語学研究B」は、他専攻生も担当教員の許可を得て履修することができる。A・Bのある科目はA・B併せて履修すること。
6. 他専攻の科目を、担当教員の許可を得て履修し、修得した単位については12単位まで認める。取得した単位は修了要件の総単位（32単位以上）に含めることができる。
7. 大学院の履修に際しては、学生便覧の学則、学位規程、文学研究科履修規則、修士論文提出要領等を確認しておくこと。

B. 文学研究科日本語・日本文学専攻博士後期課程

(1) 授業科目及び修了要件

	科目名	担当者	開講期間	配当年次	単位		備考
					必修	選択	
特殊研究	日本文学研究Ⅰ（上代）	（休 講）	通年	1～3		12	同一科目12単位以上を3年間にわたって履修
	日本文学研究Ⅱ（中古）	（休 講）	通年	1～3		12	
	日本文学研究Ⅲ（中古・中世）	（休 講）	通年	1～3		12	
	日本文学研究Ⅳ（近世）	（休 講）	通年	1～3		12	
	日本文学研究Ⅴ（近世）	（休 講）	通年	1～3		12	
	日本文学研究Ⅵ（近代）	橋 本	通年	1～3		12	
	日本文学研究Ⅶ（現代）	高 木	通年	1～3		12	
	日本語学研究Ⅰ	（休 講）	通年	1～3		12	
	日本語学研究Ⅱ	内 山	通年	1～3		12	
	社会言語学研究	（休 講）	通年	1～3		12	

(2) 履修方法

1. 課程の修了要件は、所定の授業科目の中から3年間で同一科目12単位以上を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
2. 大学院の履修に際しては、学生便覧の学則、学位規程、文学研究科履修規則、博士論文提出要領等を確認しておくこと。

C. 文学研究科史学・文化財学専攻博士前期課程

(1) 授業科目及び修了要件

	科目名	担当者	開講期間	配当年次	単位		備考
					必修	選択	
特殊研究	日本史研究ⅠA	飯 沼	前期	1・2		2	A・B併せて 1科目として 2科目 8単位 以上
	日本史研究ⅠB	飯 沼	後期	1・2		2	
	日本史研究ⅡA	赤 松	前期	1・2		2	
	日本史研究ⅡB	赤 松	後期	1・2		2	
	日本史研究ⅢA	白 峰	前期	1・2		2	
	日本史研究ⅢB	白 峰	後期	1・2		2	
	アーカイブズ学研究A	針 谷	前期	1・2		2	
	アーカイブズ学研究B	針 谷	後期	1・2		2	
	西洋史研究ⅠA	佐 伯	前期	1・2		2	
	西洋史研究ⅠB	佐 伯	後期	1・2		2	
	西洋史研究ⅡA	佐藤(孝)	前期	1・2		2	
	西洋史研究ⅡB	佐藤(孝)	後期	1・2		2	
	東洋史研究A	宮 崎	前期	1・2		2	
	東洋史研究B	宮 崎	後期	1・2		2	
	考古学研究ⅠA	下 村	前期	1・2		2	
	考古学研究ⅠB	下 村	後期	1・2		2	
	考古学研究ⅡA	田 中	前期	1・2		2	
	考古学研究ⅡB	田 中	後期	1・2		2	
	考古学研究ⅢA	上 野	前期	1・2		2	
	考古学研究ⅢB	上 野	後期	1・2		2	
	民俗学研究A	福 西	前期	1・2		2	
	民俗学研究B	福 西	後期	1・2		2	
	文化財保存科学研究A	渡 辺	前期	1・2		2	
	文化財保存科学研究B	渡 辺	後期	1・2		2	
	文化財保存修復研究A	篠 崎	前期	1・2		2	
	文化財保存修復研究B	篠 崎	後期	1・2		2	
	美術史学研究A	安 松	前期	1・2		2	
	美術史学研究B	安 松	後期	1・2		2	
地理学研究A	(休 講)	前期	1・2		2		
地理学研究B	(休 講)	後期	1・2		2		
演習	日本史演習	白 峰	通年	1～2		8	同一科目8単位以上を2年間にわたって履修
	アーカイブズ学演習	針 谷	通年	1～2		8	
	西洋史演習	佐藤(孝)	通年	1～2		8	
	東洋史演習	宮 崎	通年	1～2		8	
	考古学演習	中・上・野・川	通年	1～2		8	

32単位以上

	科目名	担当者	開講期間	配当年次	単位		備考
					必修	選択	
演習	民俗学演習	福 西	通年	1～2		8	オムニバス方式 4科目8単位以上
	文化財保存学演習	柳	通年	1～2		8	
	美術史学演習	(休 講)	通年	1～2		8	
	地理学演習	(休 講)	通年	1～2		8	
テーマ研究	史料学研究Ⅰ	白 峰	前期	1・2		2	
	史料学研究Ⅱ	段 上	後期	1・2		2	
	アーカイブズ研究Ⅰ	平 井	前期	1・2		2	
	アーカイブズ研究Ⅱ	三 輪	前期	1・2		2	
	アーカイブズ研究Ⅲ	早川・平田	通年	1・2		2	
	アーカイブズ研究Ⅳ	青 木	前期	1・2		2	
	アーカイブズ研究Ⅴ	新 原	前期	1・2		2	
	異文化交流研究Ⅰ	佐藤(孝)	前期	1・2		2	
	異文化交流研究Ⅱ	佐藤(孝)	後期	1・2		2	
	文化財学研究Ⅰ	田 中	前期	1・2		2	
	文化財学研究Ⅱ	玉 川	後期	1・2		2	
	文化財学研究Ⅲ	春 田	後期	1・2		2	
	文化財学研究Ⅳ	岡 田	前期	1・2		2	
	文化財学研究Ⅴ	(休 講)	前期	1・2		2	
	歴史資料論Ⅰ	上 野	後期	1・2		2	
	歴史資料論Ⅱ	仲 嶺	後期	1・2		2	
歴史資料論Ⅲ	大 林	後期	1・2		2		

(2) 履修方法

1. 2年以上在学し、所定の授業科目について32単位以上を修得し、かつ研究指導を受け、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、修士論文提出には、1年次修了時で、20単位以上修得していることが必要である。
2. 特殊研究は、A、B併せて1科目として、2科目8単位以上を修得すること。
3. 演習は同一科目8単位以上を2年間にわたって履修すること。ただし、社会人入学の場合に限って1年次で同一分野の2つの演習を修得し8単位とすることができる。
4. テーマ研究は、4科目8単位以上を修得すること。
5. 「演習」を除く科目については、他専攻生も担当教員の許可を得て履修することができる。特殊研究についてはA・B併せて1科目として2科目まで認める。
6. 「テーマ研究」の「歴史資料論Ⅱ」は、日本語・日本文学専攻「日本文学」の「日本文化論B」と同一科目。
「テーマ研究」の「異文化交流研究Ⅱ」は、日本語・日本文学専攻「日本文学」の「異文化交流研究」と同一科目。
7. 他専攻の科目を担当教員の許可を受けて履修し、修得した単位については12単位まで認める。修得した単位は修了要件の総単位（32単位以上）に含めることができる。
8. 大学院の履修に際しては、学生便覧の学則、学位規程、文学研究科履修規則、修士論文提出

要領等を確認しておくこと。

D. 文学研究科史学・文化財学専攻博士後期課程

(1) 授業科目及び修了要件

科 目 名	担当者	開講 期間	配 当 年 次	単 位		備 考
				必修	選択	
特 殊 研 究	日本史研究	白峰・針谷	通年	1～3		同一科目12単 位以上を3年間 にわたって履修
	東洋史研究	友永・宮崎	通年	1～3		
	西洋史研究	佐藤(孝)	通年	1～3		
	考古学研究	田中・上野	通年	1～3		
	民俗学研究	(休講)	通年	1～3		
	美術史学研究	(休講)	通年	1～3		
	文化財保存学研究	(休講)	通年	1～3		
	地理学研究	(休講)	通年	1～3		

(2) 履修方法

1. 課程の修了要件は、所定の授業科目の中から3年間で同一科目12単位以上を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
2. 大学院の履修に際しては、学生便覧の学則、学位規程、文学研究科履修規則、博士論文提出要領等を確認しておくこと。

E. 文学研究科臨床心理学専攻修士課程

(1) 授業科目及び修了要件

	科目名	担当者	開講時期	配当年次	単位		備考
					必修	選択	
必修	臨床心理学特論Ⅰ	小野	前期	1・2	2		32 単位 以上
	臨床心理学特論Ⅱ	矢島	後期	1・2	2		
	臨床心理面接特論Ⅰ (心理支援に関する理論と実践)	矢島	前期	1・2	2		
	臨床心理面接特論Ⅱ	藤元	後期	1・2	2		
	臨床心理査定演習Ⅰ (心理的アセスメントに関する理論と実践)	齊藤	前期	1・2	2		
	臨床心理査定演習Ⅱ	河合	後期	1・2	2		
	臨床心理基礎実習	矢島・齊藤・川崎 大嶋・小野・中野	通年	1	2		
	心理臨床学演習Ⅰ	矢島・齊藤	通年	1	2		
	心理臨床学演習Ⅱ	矢島・齊藤	通年	2	2		
臨床心理実習	矢島・齊藤	通年	2	2			
選択	心理実践実習Ⅰ	矢島・齊藤 榊原・藤元	通年	1	2		
	心理実践実習Ⅱ	矢島・齊藤 榊原・藤元	通年	2	2		
A群	心理学研究法特論	津田	後期	1・2	2		
	臨床心理学研究法特論	(休講)	前期	1・2	2		
	心理統計法特論	岡村	後期	1・2	2		
B群	家族関係・集団・地域社会における心理支援 に関する理論と実践Ⅰ(人格心理学特論)	(休講)	後期	1・2	2		
	福祉分野に関する理論と支援の展開Ⅰ (発達心理学特論)	井村	後期	1・2	2		
	教育分野に関する理論と支援の展開	小野	前期	1・2	2		
C群	家族関係・集団・地域社会における心理支援 に関する理論と実践Ⅱ(家族心理学特論)	児島	後期	1・2	2		
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開 (司法臨床心理学特論)	齊藤	後期	1・2	2		
	臨床心理関連行政論	日和	後期	1・2	2		
	福祉分野に関する理論と支援の展開Ⅱ (地域福祉学特論)	(休講)	後期	1・2	2		
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	中村	前期	1・2	2		
D群	保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅰ (精神医学特論)	河野・平川・泉 室長・井上・駄阿 佐藤	後期	1・2	2		
	福祉分野に関する理論と支援の展開Ⅲ (障害児(者)心理学特論)	(休講)	後期	1・2	2		
	保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅱ (心身医学特論)	小関	前期	1・2	2		
	精神薬理学特論	服巻	後期	1・2	2		
	心の健康教育に関する理論と実践	矢島	通年	1・2	2		
E群	投影法特論	榊原	後期	1・2	2		
	グループアプローチ特論	古賀	後期	1・2	2		
	非行心理学特論	高橋	前期	1・2	2		

A～Eの各群
から計10単位
以上を修得

(2) 履修方法

1. 2年以上在学し、所定の授業科目について32単位以上修得し、かつ研究指導を受け、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、修士論文提出には、1年次修了時点で20単位以上修得していることが必要である。
2. 各科目群のうち必修科目は10科目20単位修得すること。
3. AからEの各群から計10単位以上修得すること。
4. 本専攻は臨床心理士養成に特化した専攻であるため、必修科目及びE群の開講科目は他専攻生は受講できない。A群、B群、C群、D群については、他専攻生も担当教員の許可を得て履修することができる。
5. 他専攻の科目を担当教員の許可を受けて履修し、修得した単位については12単位まで認める。修得した単位は修了要件の総単位（32単位以上）に含めることができる。
6. 大学院の履修に際しては、学生便覧の学則、学位規程、文学研究科履修規則、修士論文提出要領等を確認しておくこと。

F. 食物栄養科学研究科食物栄養学専攻修士課程

(1) 授業科目及び修了要件

	科目名	担当者	開講期間	配当年次	単位数		備考
					必修	選択	
栄養科学研究領域	公衆衛生・疫学特論	中村	前期	1・2		2	} 32単位以上 } 栄養科学研究領域 } 選択の場合 } 必修
	医学生理学特論	樋園	後期	1・2		2	
	細胞生物学特論	(休講)		1・2		2	
	代謝生化学特論	仙波	後期	1・2		2	
	食品機能学特論	木村	後期	1・2		2	
	食品加工保蔵学特論	高松	後期	1・2		2	
	調理科学特論	梅木	後期	1・2		2	
	分子栄養学特論	宮戸	後期	1・2		2	
	ライフステージ栄養学特論	平川	前期	1・2		2	
	健康増進栄養学特論	吉村	前期	1・2		2	
	食育・食行動学特論	(休講)		1・2		2	
	栄養ケアプロセス特論	樋園	後期	1・2		2	
	給食経営管理学特論	(休講)		1・2		2	
	公衆栄養行動特論	中村	後期	1・2		2	
	栄養科学特別研究	樋園・高松 木村・吉村 仙波・梅木 宮戸	通年	1～2		12	
栄養科学特別演習	樋園・高松 木村・吉村 仙波・梅木 宮戸	通年	1～2		2		
食品科学研究領域	食品物理化学特論	坂本	後期	1・2		2	} 食品科学研究領域 } 選択の場合 } 必修
	発酵醸造学特論	高下	前期	1・2		2	
	食香料科学特論	坂本	前期	1・2		2	
	発酵食品学特論	菊間	後期	1・2		2	
	食品科学特別研究	高下・菊間 坂本	通年	1～2		12	
	食品科学特別演習	高下・菊間 坂本	通年	1～2		2	
応用生物学研究領域	分子生物学特論	大坪	後期	1・2		2	} 応用生物学研究領域 } 選択の場合 } 必修
	生命科学特論	陶山	後期	1・2		2	
	細胞工学特論	大坪	後期	1・2		2	
	生化学特論	陶山	後期	1・2		2	
	バイオテクノロジー特論	大坪	前期	1・2		2	
	環境微生物学特論	陶山	前期	1・2		2	
	応用微生物学特論	狩生	前期	1・2		2	
	応用生物学特別研究	大坪・陶山 狩生	通年	1～2		12	
	応用生物学特別演習	大坪・陶山 狩生	通年	1～2		2	
研究基盤領域	栄養科学研究法特論	吉村	前期	1・2		2	} 2単位以上 } 選択必修
	生物資源科学研究法特論	狩生	後期	1・2		2	
	研究倫理特論	宮戸	前期	1・2		2	
	研究統計特論	木村	前期	1・2		2	

(2) 履修方法

・全ての研究領域に共通する要件

- ① 2年以上在学すること。
- ② 修了時に32単位以上を修得し、かつ、修士論文の審査あるいは特定の課題についての研究成果の審査および最終試験に合格すること。
- ③ 修士論文の提出には、1年修了時に特別研究および特別演習のほか、14単位以上を修得すること。

・「栄養科学研究領域」を選択した場合

- ① 栄養科学特別研究12単位を修得すること。
- ② 栄養科学特別演習2単位を修得すること。
- ③ 「研究基盤領域」から2単位以上を修得すること。
- ④ 栄養科学特別研究および栄養科学特別演習のほか、「栄養科学研究領域」から12単位以上を修得すること。

・「食品科学研究領域」を選択した場合

- ① 食品科学特別研究12単位を修得すること。
- ② 食品科学特別演習2単位を修得すること。
- ③ 「研究基盤領域」から2単位以上を修得すること。
- ④ 食品科学特別研究と食品科学特別演習のほか、「食品科学研究領域」から8単位以上を修得すること。
- ⑤ 「応用生物科学研究領域」から2単位以上を修得すること。

・「応用生物科学研究領域」を選択した場合

- ① 応用生物学特別研究12単位を修得すること。
- ② 応用生物学特別演習2単位を修得すること。
- ③ 「研究基盤領域」から2単位以上を修得すること。
- ④ 応用生物学特別研究と応用生物学特別演習のほか、「応用生物科学研究領域」から8単位以上を修得すること。
- ⑤ 「食品科学研究領域」から2単位以上を修得すること。

10. 学位論文

修士の学位論文は（制作を含む）、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度な能力を有することを立証するに足るものでなければならない。

博士の学位論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を有することを立証するに足るものでなければならない。

作成・提出にあたっては、次の事項及び「修士論文提出要領」、「博士論文提出要領」に留意すること。

○ 作成指導

論文（又は制作）を作成するためには、専攻科目担当教員の指導を受けなければならない。なお、指導にあたっては、必ず「指導教員希望届」を教務課に提出しなければならない。（4月末日）

○ 提出の資格

修士論文（又は制作）を提出するには、修士課程又は博士前期課程に1年以上在学し、所定の授業科目について必修・選択あわせて20単位以上を取得することが必要である。

博士論文を提出するには、博士後期課程に1年以上在学し、既に所定の単位を取得した者又は論文審査終了までに取得する見込みであることが必要である。

○ 研究計画及び論文題目の提出

研究計画及び論文題目について、所定の期日までに指導教員の承認印を受けて、教務課に提出すること。

○ 形式等

論文（又は制作）の形式、枚数等必要事項については指導教員の指示に従うこと。

○ 提 出

修士論文（又は制作）は、学位授与申請書と論文の要旨を添えて所定の期日（学年暦参照）までに教務課を経て当該研究科長に提出すること。日本語・日本文学専攻と史学・文化財学専攻は論文2部（正本1部、副本1部）、論文要旨は日語10部・史財10部を提出すること。臨床心理学専攻と食物栄養学専攻は論文3部（正本1部、副本2部）、論文要旨は臨床1部・食物10部を提出すること。制作は原本提出、要旨は10部を提出すること。

博士論文は、学位授与申請書と論文の要旨及び履歴書を添えて所定の期日までに教務課を経て当該研究科長に提出すること。論文は3部（正本1部、副本2部）、論文の要旨は10部必要である。

○ 審 査

論文（又は制作）の審査は、原則として当該研究科の授業科目を担当する教員の中から選任された2人以上で構成される当該研究科の審査委員会が行う。

11. 最終試験

提出された論文（又は制作）を中心にして、専攻分野について精深な学識と研究能力の有無を確認するために口述または筆記により行う。

可否の決定は、当該研究科委員会が行う。

12. 課程の修了

- (1) 課程修了に認定は、当該研究科委員会が行う。
- (2) 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士（文学）、もしくは修士（栄養学）の学位記を授与する。
- (3) 博士後期課程を修了した者には、博士（文学）の学位記を授与する。

【修士論文提出要領について】

1. 研究計画及び論文題目の提出（1年次）

- (1) 「研究計画」は所定の用紙に指導教員の承認印を受け、下記の期日までに教務課を経て当該研究科長へ提出すること。
- (2) 「論文題目（制作題目）」は所定の用紙に指導教員の承認印を受け、下記の期日までに教務課を経て当該研究科長へ提出すること。

	4月入学者提出期限	10月入学者提出期限
研究計画書	5月末日	11月末日
論文題目届 (制作題目届)	1月末日	7月末日

2. 修士論文（修了制作）並びに論文要旨の提出（2年次）

- (1) 修士論文（又は修了制作）を提出する時は、教務課で学位授与申請書を受け取り、指導教員の承認印及び専攻長の確認印を受け、下記のとおり教務課を経て当該研究科長へ提出すること。
- (2) 論文要旨を提出する時は、下記のとおり教務課を経て当該研究科長へ提出すること。

専攻	提出部数		提出期日	
	日語・史財	臨床・食物	3月修了予定者	9月修了予定者
修士論文 (修了制作)	正本 1部 副本 1部 計 2部	正本 1部 副本 2部 計 3部	2027年 1月4日(月)	2026年 7月6日(月)
論文要旨	(日語) 計 10部 (史財) 計 10部	(臨床) 計 1部 (食物) 計 10部	2027年 1月20日(水)	2026年 7月17日(金)

この日程は変更する可能性があります。
論文要旨の提出部数は、大学院教員の数により変動する可能性があります。

- (3) 添付資料

論文には指導教員が適切と認めた資料を添えることができる。

3. 用紙・書式

- ・各研究科とも、指導教員の指示に従うものとする。
- ・表紙に、研究科名、専攻名、指導教員名、学籍番号、氏名のほか、修士論文題目（又は修了制作題目）「○○○（題名）」を明記し2枚目から本文を書き始め、必要があれば最後に注をつける。

4. 字 数

各研究科とも、研究計画、論文要旨、修士論文の字数は次の通りとする。なお、注は字数に含めない。

- 一 研究計画 縦書き、横書きとも1200字以内とする。
- 二 論文要旨 縦書き、横書きとも4000字以内とする。
- 三 修士論文 所属専攻の定めによる。

【博士論文提出要領について】

1. 「博士論文計画書」(題目と内容)の提出(1年次)

- (1) 「博士論文計画書」(2000字以内)は所定の用紙に指導教員の承認印を受け、下記の期日までに教務課を経て当該研究科長へ提出すること。

提出期日：6月末日

2. 博士論文並びに論文要旨の提出(3年次)

- (1) 博士論文を提出する時は、教務課で学位授与申請書を受け取り、指導教員の承認印及び専攻長の承認印を受け、下記のとおり教務課を経て当該研究科長へ提出すること。

- (2) 論文要旨(8000字以内)を提出する時は、下記のとおり教務課を経て当該研究科長へ提出すること。

	提出部数	提出期日	
		3月授与予定者	9月授与予定者
博士論文 (修了制作)	正本 1部 副本 2部 計 3部	10月末日	4月末日
論文要旨	計 10部		

- (3) 履歴書を1部提出すること。

- (4) 添付資料

論文には指導教員が適切と認めた資料を添えることができる。

3. 用紙・様式

- ・指導教員の指示に従うものとする。(原則としてA4版)
- ・製本をして提出すること。

【専修免許状の取得について】

1. 専修免許状の種類

大学院で教員免許状を取得できる研究科及び免許状の種類・教科は、次の通りである。

研究科	専攻	教育職員免許状の種類	教科
文学研究科	日本語・日本文学専攻	中学校教諭専修免許状	国語
		高等学校教諭専修免許状	
	史学・文化財学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史
	臨床心理学専攻	高等学校教諭専修免許状	公民
	食物栄養科学研究科	食物栄養学専攻	栄養教諭専修免許状

2. 基礎資格・所要単位数

本大学院における専修免許状取得のための基礎資格および教育科目の所要単位数は次の通りである。

免許状の種類	基礎資格	教科	教科又は教職に関する科目の最低単位数
中学校教諭専修免許状	<ul style="list-style-type: none"> ・当該免許種、及び当該教科の一種免許状の所要資格を有すること。 ・修士の学位を有すること。 	国語	24
高等学校教諭専修免許状		社会	
		国語	
		地理歴史	
栄養教諭専修免許状	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭一種免許状の所要資格を有すること。 ・修士の学位を有すること。 ・管理栄養士の免許を受けていること。 	公民	

3. 教科に関する科目の単位修得方法

文学研究科 日本語・日本文学専攻

免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分等	最低修得単位数	本学開講授業科目	単位数		所要単位数	備考
				必修	選択		
中専免 (国語) 高専免 (国語)	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	24	日本語学論A		2	6科目24単位以上 選択必修	
			日本語学論B		2		
日本語学史A		2					
日本語学史B		2					
日本語学特殊研究ⅠA		2					
日本語学特殊研究ⅠB		2					
日本語学特殊研究ⅡA		2					
日本語学特殊研究ⅡB		2					
コミュニケーション論A		2					
コミュニケーション論A		2					
社会言語学研究A		2					
社会言語学研究B		2					
日本語学演習		8					
社会言語学演習		8					
国文学 (国文学史を含む。)	日本文学論A		2				
	日本文学論B		2				
	日本文学特殊研究ⅠA (古典Ⅰ)		2				
	日本文学特殊研究ⅠB (古典Ⅰ)		2				
	日本文学特殊研究ⅡA (古典Ⅱ)		2				
	日本文学特殊研究ⅡB (古典Ⅱ)		2				
	日本文学特殊研究ⅢA (近現代Ⅰ)		2				
	日本文学特殊研究ⅢB (近現代Ⅰ)		2				
	日本文学特殊研究ⅣA (近現代Ⅱ)		2				
	日本文学特殊研究ⅣB (近現代Ⅱ)		2				
	日本文学特殊研究ⅤA (比較文学)		2				
	日本文学特殊研究ⅤB (比較文学)		2				
	比較文化研究A		2				
	比較文化研究B		2				
	地域文学研究		2				
	日本文学演習Ⅰ (古典Ⅰ)		8				
	日本文学演習Ⅱ (古典Ⅱ)		8				
	日本文学演習Ⅲ (近現代Ⅰ)		8				
	日本文学演習Ⅳ (近現代Ⅱ)		8				
	日本文学演習Ⅴ (比較文学)		8				
漢文学							
書道 (書写を中心とする。)							

文学研究科 史学・文化財学専攻

免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分等	最低修得単位数	本学開講授業科目	単位数		所要単位数	備考
				必修	選択		
中専免 (社会)	日本史及び外国史	24	日本史研究ⅠA		2	6科目24単位 以上 選択必修	
			日本史研究ⅠB		2		
			日本史研究ⅡA		2		
			日本史研究ⅡB		2		
			日本史研究ⅢA		2		
			日本史研究ⅢB		2		
			アーカイブズ学研究A		2		
			アーカイブズ学研究B		2		
			考古学研究ⅠA		2		
			考古学研究ⅠB		2		
			考古学研究ⅡA		2		
			考古学研究ⅡB		2		
			考古学研究ⅢA		2		
			考古学研究ⅢB		2		
			民俗学研究A		2		
			民俗学研究B		2		
			文化財保存科学研究A		2		
			文化財保存科学研究B		2		
			日本史演習		8		
			アーカイブズ学演習		8		
			考古学演習		8		
			文化財保存学演習		8		
			史料学研究Ⅰ		2		
			史料学研究Ⅱ		2		
			アーカイブズ研究Ⅰ		2		
			アーカイブズ研究Ⅱ		2		
			アーカイブズ研究Ⅲ		2		
			アーカイブズ研究Ⅵ		2		
			異文化交流研究Ⅰ		2		
			異文化交流研究Ⅱ		2		
			文化財学研究Ⅰ		2		
			文化財学研究Ⅱ		2		
			文化財学研究Ⅲ		2		
			文化財学研究Ⅳ		2		
			文化財学研究Ⅴ		2		
			歴史資料論Ⅰ		2		
			歴史資料論Ⅱ		2		
			歴史資料論Ⅲ		2		
			西洋史研究ⅠA		2		
			西洋史研究ⅠB		2		
			西洋史研究ⅡA		2		
			西洋史研究ⅡB		2		
			東洋史研究A		2		
			東洋史研究B		2		
			西洋史演習		8		
			東洋史演習		8		
			地理学 (地誌を含む。)				
			地理学研究B		2		
			地理学演習		8		

免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分等	最低修得単位数	本学開講授業科目	単位数		所要単位数	備考
				必修	選択		
高専免(地理歴史)	日本史	24	日本史研究ⅠA		2	6科目24単位以上 選択必修	
	日本史研究ⅠB			2			
	日本史研究ⅡA			2			
			日本史研究ⅡB		2		
			日本史研究ⅢA		2		
			日本史研究ⅢB		2		
			アーカイブズ学研究A		2		
			アーカイブズ学研究B		2		
			考古学研究ⅠA		2		
			考古学研究ⅠB		2		
			考古学研究ⅡA		2		
			考古学研究ⅡB		2		
			考古学研究ⅢA		2		
			考古学研究ⅢB		2		
			民俗学研究A		2		
			民俗学研究B		2		
			文化財保存科学研究A		2		
			文化財保存科学研究B		2		
			日本史演習		8		
			アーカイブズ学演習		8		
			考古学演習		8		
			文化財保存学演習		8		
			史料学研究Ⅰ		2		
			史料学研究Ⅱ		2		
			アーカイブズ研究Ⅰ		2		
			アーカイブズ研究Ⅱ		2		
			アーカイブズ研究Ⅲ		2		
			アーカイブズ研究Ⅵ		2		
			異文化交流研究Ⅰ		2		
			異文化交流研究Ⅱ		2		
			文化財学研究Ⅰ		2		
			文化財学研究Ⅱ		2		
			文化財学研究Ⅲ		2		
			文化財学研究Ⅳ		2		
			文化財学研究Ⅴ		2		
			歴史資料論Ⅰ		2		
			歴史資料論Ⅱ		2		
			歴史資料論Ⅲ		2		
	外国史		西洋史研究ⅠA		2		
			西洋史研究ⅠB		2		
			西洋史研究ⅡA		2		
			西洋史研究ⅡB		2		
			東洋史研究A		2		
			東洋史研究B		2		
			西洋史演習		8		
			東洋史演習		8		
	人文地理学及び自然地理学		地理学研究A		2		
			地理学研究B		2		
			地理学演習		8		
	地誌						

文学研究科 臨床心理学専攻

免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分等	最低修得単位数	本学開講授業科目	単位数		所要単位数	備考
				必修	選択		
高専免(公民)	教科に関する科目	24	臨床心理学特論Ⅰ 臨床心理学特論Ⅱ 臨床心理面接特論Ⅰ (心理支援に関する理論と実践) 臨床心理面接特論Ⅱ 臨床心理査定演習Ⅰ (心理的アセスメントに関する理論と実践) 臨床心理査定演習Ⅱ 心理学研究法特論 臨床心理学研究法特論 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践Ⅰ(人格心理学特論) グループアプローチ特論 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践Ⅱ(家族心理学特論) 臨床心理関連行政論 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開(司法臨床心理学特論)		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	11科目 22単位 以上選択 必修	
	教職に関する科目		教育分野に関する理論と支援の展開 教育分野に関する理論と支援の展開Ⅲ(障害児(者)心理学特論)		2 2		

食物栄養科学研究科 食物栄養学専攻

免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分等	最低修得単位数	本学開講授業科目	単位数		所要単位数	備考	
				必修	選択			
栄教専免	栄養に係る教育に関する科目	24				12科目24単位以上選択必修		
	大学が加える栄養に係る教育に関する科目に準ずる科目		社会・環境と健康	公衆衛生・疫学特論				2
			人体の構造と機能・疾病の成り立ち	医学生理学特論				2
				細胞生物学特論				2
				代謝生化学特論				2
				食品機能学特論				2
			食べ物と健康	食品加工保蔵学特論				2
				調理科学特論				2
			基礎栄養学	分子栄養学特論				2
			応用栄養学	ライフステージ栄養学特論				2
				健康増進栄養科学特論				2
栄養教育論	食育・食行動学特論		2					
臨床栄養学	栄養ケアプロセス特論		2					
給食経営管理論	給食経営管理学特論		2					
公衆栄養学	公衆栄養行動特論		2					

学生生活の手引

【学籍について】

1. 在学期間

修業年限は、標準で博士前期課程が2年、博士後期課程が3年で、在学年数は、博士前期課程にあっては4年、博士後期課程にあっては6年を超えて在学することはできない。

2. 休学

疾病その他やむを得ない事由により、引続き3ヶ月以上修学できない者は、大学院委員長の許可を得て休学することができる。また、前記事由により修学することが不相当と認められた場合は、休学を命じられることがある。

休学期間は、前期のみ、後期のみ、通年の3通りがある。その期間は在学期間に加算されない。休学の時期は、事由の発生した日時にかかわらず、次の学期の始めからとなる。休学中の学費は免除とする。病気休学のときは、医師の診断書が必要である。休学期間の切れる1ヶ月前に休学終了後の手続きとして、継続休学、復学、退学、いずれかの手続きをとらなければならない。

3. 退学

退学しようとする者は、大学院委員長の許可を得なければならない。

4. 除籍

次の事項に該当した場合には除籍する。

- 一 在学年限を越えたとき
- 二 休学期間が、2年を超えたとき
- 三 授業料の納付を怠り、督促されてなお納入しないとき
- 四 長期にわたり行方不明の者

5. 復学

次の事項に該当した場合には復学することができる。

- 一 休学の事由が消滅し、大学院委員長の許可を得たとき
- 二 授業料の滞納により除籍され、かつ除籍後1年以内であり当該研究科委員会で承認されたとき

6. 再入学

本学大学院を修了又は退学し、教育研究に支障がないと判断され入学を許可されたとき。

再入学については、指導教員と相談の上、前期入学では大学院2期試験の出願期間内まで・後期入学では大学院3期入試の出願期間内までに所定の手続きを行なうこと。手続きの詳細は入試広報課に問い合わせること。

※いずれの場合も、早目に各担当の先生や事務局に相談すること。

【学生生活について】

1. 学 生 証

別府大学大学院の学生であることを証明するものであり、常に携帯すること。

不携帯の場合には、附属図書館、メディア教育・研究センターなど施設の利用、及び試験、履修届、各種証明書の受付がされないなど、不利益を被ることがあるのでくれぐれも注意すること。

2. 連絡方法

学生に対する大学院の情報公示や連絡は、事務局前の掲示板又はWebで行う。

至急連絡をとらなければならない時は、原則として届け出ている携帯番号に連絡する。大学からの連絡が受けられるように設定すること。

3. 自動車通学

学生の自動車通学は禁止している。就業その他、必要やむを得ないと認められた者については、厳正に審査を行い許可することがある。許可申請は学生課で取り扱う。

4. 欠 席

疾病その他やむを得ない事由により、長期に欠席しようとするときは所定の欠席届を提出すること。疾病の場合は医師の診断書を添付すること。

5. 住所等の変更

改姓、改名、転籍又は住所など変更した場合には、ただちに学生課に届け出ること。

6. 奨学金制度

人物、学業とも良好でありながら、経済的理由により修学が困難な学生に対して「日本学生支援機構奨学金」が一定の金額を貸与している。

上記の奨学金制度には、採用制限があり申込者全員には及ばない。詳細については、学生課まで問い合わせること。

日本学生支援機構奨学金の募集時期は4月上旬である。奨学金の申請などは、大学院掲示板及び事務局前の奨学金専用掲示板で連絡する。また、家計急変などの場合は、上記に関係なく出願できる。

2026年度入学者奨学金貸与月額

第一種：無利子貸与

課 程	博士前期課程、修士課程	博士後期課程
貸与月額	50,000円 または 88,000円	80,000円 または 122,000円

第二種：有利子貸与

課 程	修士課程、博士前期課程、博士後期課程
貸与月額	50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円（自由選択）

7. 学費の納入時期・納入方法

イ) 学費の納入時期は、下記の通りである。

博士前期課程

	前期分	後期分
1年次生	入学時	9月30日
2年次生	4月20日	9月30日

博士後期課程

	前期分	後期分
1年次生	入学時	9月30日
2年次生	4月20日	9月30日
3年次生	4月20日	9月30日

ロ) 授業料・教育研究料

文学研究科

(単位：円)

	博士前期課程	博士後期課程
授 業 料	400,000	400,000
教 育 研 究 料	200,000	200,000
計	600,000	600,000

食物栄養科学研究科食物栄養学専攻

	修 士 課 程
授 業 料	400,000
教 育 研 究 料	400,000
計	400,000

一度納入した納入金は、理由を問わず返還しない。

ハ) 「納入金延納許可願」、「納入金分割納入許可願」

正当な理由で学費を所定の期日までに納入できないときは必ず納入期日前までに学生課で相談のうえ、上記書類を提出すること。

ニ) 納入方法

全国どこかの銀行からも振込むことができる。(要手数料)

但し、本学の指定銀行の本店・支店から振り込む場合は、送金手数料は不用。

(詳細は振込金依頼書を参照のこと)

【諸証明・各種届出書類について】

1. 証 明 書

各種証明書等が必要な場合は、PC、スマートフォンでオンライン申請のうえ、クレジットカード、PayPayまたはコンビニ現金払で決済します（以下、発行サービスという）。発行サービスで申請した証明書等は、以下の方法で受け取ることが出来ます。

- ①大学事務局に設置している学内発行機で発行する
- ②大学事務局窓口（または看護事務室）で受け取る
- ③コンビニエンスストアのマルチコピー機を利用して発行する
- ④郵送で受け取る

※利用時には、説明書料の他に、システム手数料、印刷代、郵送料などが別途必要です。

種 類	取扱い窓口	利 用 者		交付までの 日 数	証明書料	備 考
		在学生	卒業生			
成 績 証 明 書	教務課	○	○	即日	500円	
学力に関する証明書	教務課	▲	▲	7日	500円	教員免許状個人申請用
在 学 証 明 書	教務課	○	—	即日	500円	
在 籍 証 明 書	教務課	▲	▲	2日	500円	退学者用にも発行
卒 業 見 込 証 明 書	教務課	○	—	即日	500円	卒業年度4月より発行
資格取得見込証明書	教務課	○	—	即日	500円	卒業年度6月より発行
免許状取得見込証明書	教務課	○	—	即日	500円	卒業年度6月より発行
推 薦 書	教務課	▲	▲	2日	500円	
人 物 考 査 書	教務課	▲	▲	2日	500円	
科目等履修生証明書	教務課	科目等履修生		2日	500円	
研 究 生 証 明 書	教務課	研 究 生		2日	500円	
卒 業 証 明 書	教務課	—	○	即日	500円	
資格取得証明書	教務課	—	▲	2日	500円	
健康診断証明書	教務課	○	—	即日	500円	
各種英文証明書	教務課	▲	▲	7日	1000円	
学生割引証（学割）	学生課	○	—	即日	—	学内発行のみ
団 体 割 引 証	学生課	▲	—	2日	—	予めJR・旅行代理店等で割引用紙をもらう
通 学 証 明 書	学生課	▲	—	即日	—	
実習用通学証明書	学生課	▲	—	—	—	1ヶ月前に相談のこと
学生証（再発行）	学生課	★	—	7日	1000円	
仮 学 生 証	学生課	★	—	即日	500円	試験時のみ

※○印は、発行サービスで申請後、①～④の方法で証明書を受け取ってください。証明書の種類によっては、受け取り方法が限られています。

※▲印は、発行にあたり確認が必要ですので、事前に教務課にお問い合わせの上、発行サービスで申請してください。

※★印は、発行サービスで申請後、大学事務局学生課（または、看護事務室）で受け取って下さい。

※①～③の方法で受け取る場合は、申請から7日間以内に発行してください。

※各種証明書等の取り扱い窓口の受付時間

◇各部署共通

区分	平 日
午前	8：45～11：30
午後	12：30～16：45

※学内発行機で発行する場合は、利用時間内にご利用ください。

[利用時間]

[場所] 1号館1階大学事務局

平 日
8：30～17：15

[問い合わせ先]

【教務課】 TEL：0977-66-9621 E-mail：kyomu@nm.beppu-u.ac.jp

2. 各種願・届出

(1) 履修に関するもの

履 修 届 (教務課)

指導教員希望届 (教務課)

修士論文題目届 (教務課)

(2) 学籍に関するもの

復 学 願 (学生課)

休 学 願 (学生課)

退 学 願 (学生課)

修了延期許可願 (教務課)

博士後期課程在学期間延期願 (教務課)

(3) 学生生活に関するもの

住 所 変 更 届 (学生課)

納入金分割納入許可願 (学生課)

納入金延納許可願 (学生課)

保 護 者 変 更 届 (学生課)

改 姓 (名) 届 (学生課)

奨学金貸与申請 (学生課)

欠 席 届 (教務課)

公 欠 届 (教務課)

【図書館利用について】

図書館資料のデータはすべてコンピュータによって検索する。端末機は館内に12台あり、常時利用することができる。1階にある6台の端末機はインターネットが使用できる。2階では無線LAN、3階では無線LANとともにLANコード使用によるインターネット検索ができる。

図書館ホームページ上のMy LiburaryよりID、パスワードを入力することで個人向け情報・サービスが受けられる。また、携帯電話からURL (<http://lib-opac.beppu-u.ac.jp/mobileopac>) に入り手続きをするか、ホームページ上のORコードを読むことで、蔵書検索や利用状況をみることができる。詳細は「図書館利用案内」を参照すること。

1. 館内閲覧

閉架書庫の文献や特殊資料などの利用するときはカウンターに申し出ること。

2. 開館時間

開館時間は、以下の通りである。

(開講中) 平日 午前8時30分から午後7時まで (試験期間は午後8時まで開館延長)

(長期休暇中) 平日 午前8時30分から午後5時まで

3. 館外貸出

(1) 貸出手続

貸し出し手続きは学生証と貸出を希望する図書をカウンターの係員に提示する。返却手続きは借り受けていた図書をカウンターの係員に提出する。閉館している時は入口の返却ポストに入れる。

(2) 貸出条件

(一般貸出)

大学院生への貸出冊数は10冊以内で、期限は1ヶ月間である。

(特別貸出)

修士論文、博士論文を作成する学生への貸出図書を特別貸出とし、貸出冊数は20冊以内で、期限は2ヶ月間である。該当利用者は、指導教員の許可を得て「特別貸出申請書」を提出すること。

(3) 貸出期限の更新

期限内に貸出図書を提示することにより、貸出期限を更新することができる。

4. 学内の文献検索について

所蔵文献についてはすべてコンピュータによって検索できる。検索するPC機器は各階に配置している。不明なことはカウンターに問い合わせること。

5. 学外の図書館利用

(1) 閲覧

・九州地区大学図書館協議会加盟の大学図書館とは相互利用の協定を結んでいるので、これらの大学図書館を利用するときは、学生証を持参すること。使用館の規定を遵守して節度を持って利用すること。

- ・上記以外の大学図書館や専門図書館を利用するときは施設使用依頼書（紹介状）を申請から3日後に交付する。利用する際は、この依頼書と学生証を持参すること。

(2) 文献複写

当館に所蔵しない資料を他館に依頼する文献複写サービスを行っている。希望するときは、ILL申込書（複写・現物貸借）に記入しカウンターにて手続きをする。経費はすべて利用者が負担する。

(3) 相互貸借

当館に所蔵していない資料を他館から借り受けて利用する相互貸借サービスを行っている。ILL申込書（複写・現物貸借）に記入しカウンターにて手続きをする。経費はすべて利用者が負担する。借り受けている資料については館内閲覧に限られる。

6. ワロンルーム

3階にグループ学習のための部屋を設けた。意見交換の場として使用していただきたい。利用するときはカウンターで申し込むこと。

使用時間は

平 日 午前9時から午後5時50分まで

【メディア教育・研究センター利用について】

別府大学・別府大学短期大学部メディア教育・研究センター（以下、センター）は、大学や短期大学における教育と研究を支援するネットワークの管理・運営と、学習を支援するための情報機器や教育装置・設備の整備を行っています。

社会の高度情報化の流れは大学・短期大学の授業にも当然影響を与え、授業、授業時間外の学習において、情報端末の利用が必要となります。教育改善に対応して、センターではBYOD（Bring Your Own Device）を推進し、学習に必要な情報端末の準備から学習情報の提供を支援しています。

※本学では、学生はノートパソコン（看護学部生はiPad）を必携としています。

1. 別府大学・別府大学短期大学部内の情報環境について

1.1 学内ネットワーク

本学では2023年に学内基幹ネットワークを更新し、幹線10Gbps、支線1 Gbpsのネットワークと、キャンパス内無線LAN（Wi-Fi）においては、Wi-Fi 6に対応したサービスを開始しました。個人所有のノートパソコンやスマートフォン等をキャンパス内で接続可能となっています。

1.2 センターの施設・設備

1) ユーザーアカウント

各種学内システムを利用するには、教員・学生ともにユーザーアカウントが必要です。アカウント（ユーザー名と初期パスワード）はオリエンテーションの時に学生証と一緒に配布されます。このアカウントは大学で授業を受けるための履修登録をはじめとして、授業で使うPC、eラーニングシステムやメールシステムにも共通して使用します。成績の確認などにも利用しますので、各自しっかりと管理して下さい。

2) 無線LAN接続（Wi-Fi）

学内無線LANへのアクセスは認証設定が必要です。ノートパソコンやスマートフォン等で無線LANへの接続が必要な場合はセンター事務室へ問い合わせ下さい。

3) 学内印刷システム

本学では、学生の皆さんが自分のノートパソコンから手軽に印刷できるよう、「クラウドオンデマンドプリントシステム」を導入しています。印刷したいファイルをクラウド上にアップロードしておく、センター内に設置されている2台の複合機から、好きなタイミングで出力できます。複合機では印刷だけでなく、スキャンやコピー機能も利用できます。

料金の支払いは、交通系電子マネーカードによる清算のみとなります（カードはキャンパスショップで購入できます）。

4) センターのフロア別案内

① メディアセンター1階（音声スタジオ、映像スタジオ）

音声収録等収録、編集作業が可能です。

② メディアセンター2階（自主学習席、印刷システム、センター事務室）

小グループでの授業や演習、授業時間外でのグループ学習の支援を行っています。

印刷システムを設置し、nimocaカード等の「交通系電子マネーカード」を利用してレポートや卒論などの印刷やコピーが可能です。

センター事務室には2名の専門職員が、センターの利用からICTに関する質問・トラブルなどに対応しています。

③ メディアセンター3階 教室フロア (MC3教室、MC4教室)

基礎情報教育を中心とした情報リテラシーの授業を行うとともに、空き時間は学生・教員が利用できます。

④ メディアセンター4階 メディアホール (200人収容、うちバリアフリー席が20席)

通常の講義はもちろん、講演会や研修会など、さまざまな用途での利用が可能なホールです。ホール内には「講義収録システム」を設置しており、授業や講演の内容を記録することができます。また、各席には電源と情報コンセントを完備しており、無線LANは多数の同時接続に対応しているため、ノートパソコンやタブレットの利用にも便利です。

5) 貸出し機器等について

メディア教育・研究センターでは、下記の機器について貸出しサービスを行っています。

貸出しサービスをご利用の際は、必ず「学生証」の掲示が必要です。「学生証」の携帯をお願いします。

① ノートパソコン (Windows11)

② USBメモリ

③ HDMI→VGA変換ケーブル

※ノートパソコンは、故障等によるやむを得ない事情に限り貸出し可能です。

※スマートフォンやノートパソコンの「充電ケーブル」の貸出しは行いません。各自、責任を持って携帯をお願いします。

※イヤホン、ヘッドホンの貸出しは行いません。各自でご準備ください。

学内の設備やシステムを利用する場合は、ネットワーク利用規定をはじめとする学内のルールに従って利用下さい。

ネットワークでのトラブルをはじめ、何か解らないことがありましたら、センター事務室へ、お気軽に問合せ下さい。

2. 開館時間、連絡先について

・37号館 (メディア教育・研究センター)

・TEL : 0977-66-0967

・e-mail : media-jimu@nm.beppu-u.ac.jp

・開館時間 : 月～金 (8:30～18:00)

※土・日・祝日、および大学・短期大学の年間計画に従った休日は休館です。

※開館日時は、予告なく変更される場合があります。

【大学院棟（31号館）の施設等の使用について】

1. 指導教員の指導にしたがい利用すること。

大学院学則・諸規則

別府大学大学院学則

第1章 総 則

第1節 目 的

(目 的)

第1条 この学則は、別府大学学則第3条により、別府大学（以下「本学」という。）に設置する大学院について必要な事項を定める。

第2条 本学大学院は、「真理はわれらを自由にする」という建学精神を基礎に、学術的な理論及び応用を教授研究し、広い領域の学問的視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を養い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、次の目標をかかげ教育研究活動を推進する。

- 一 創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等を育成する。
- 二 高度な専門知識と能力を持った職業人として社会の発展を担う人材を育成する。
- 三 国際的視野に立って教育研究交流をすすめるとともに、国際社会で活躍できる能力を持った人材を育成する。
- 四 地域にある大学院として特色ある教育研究活動を推進する。
- 五 社会の多様なニーズに応える生涯学習の場として教育研究活動を推進する。

(自己評価等)

第3条 本学大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本学大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本学大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行う。

2 前項の点検及び評価及び見直しに関して必要な事項は別に定める。

第2節 組 織

(研 究 科)

第4条 大学院に、次の研究科をおく。

- 一 文学研究科
- 二 食物栄養科学研究科

(学位を与える課程)

第5条 本大学院の課程は、修士課程と博士課程とする。

- 2 修士課程は、広い視野にたつて精深な学識を授け、専門分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
- 3 博士課程は、専門分野について研究者として自立して活動を行い、又はその他の高度の専門的な

業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(研究科及び専攻)

第6条 第4条に規定する各研究科に、次の専攻をおく。

- 一 文学研究科 日本語・日本文学専攻
史学・文化財学専攻
臨床心理学専攻
- 二 食物栄養科学研究科 食物栄養学専攻

- 2 前項の臨床心理学専攻及び食物栄養学専攻は修士課程とする。
- 3 各研究科及び各専攻の教育目標等は別に定める。

(学生定員)

第7条 本学大学院の学生定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程・博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文学研究科	日本語・日本文学専攻	10	20	3	9
	史学・文化財学専攻	10	20	3	9
	臨床心理学専攻	10	20	—	—
食物栄養科学研究科	食物栄養学専攻	10	20	—	—
計		40	80	6	18

第3節 教職員組織

(教職員組織)

第8条 本学大学院は、学長がその校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(研究科長)

第9条 研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、研究科の校務をつかさどる。

第10条 本学大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、大学院設置基準に規定する資格要件を満たす本学教授をもってあてる。ただし、必要があるときは、本学の准教授、講師又は助教をもってあてることができる。

- 2 本学大学院に非常勤講師をおくことができる。
- 3 教員、事務職員等は、相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保し、教育研究及び必要な業務等を組織的かつ効果的に行う。

第4節 大学院委員会

(大学院委員会)

第11条 本学大学院に、大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会は、次の委員をもって組織する。
 - 一 大学院委員会委員長
 - 二 研究科長
 - 三 各専攻から選出された各1名の教授
- 3 大学院委員会の委員長は、学長がこれにあたる。
- 4 大学院委員会に関する規程は、別に定める。

第5節 研究科委員会

(研究科委員会)

第12条 各研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、研究科長、当該研究科の専任教員をもって組織する。
- 3 研究科委員会に関する規程は、別に定める。

第6節 学年、学期及び休業日

(学 年)

第13条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第14条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 学長が特に必要を認めた場合は、前項に定める学期の開始日及び終了日を変更することができる。
- 3 各学期の授業実施日等は、別に定める学年暦による。
- 4 第1項に定める各学期は、前半及び後半に分けて授業を実施することができる。

(授業を行わない日)

第15条 学年中の授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 三 春期休業日
 - 四 夏期休業日
 - 五 冬期休業日
- 2 前項第3号から第5号までの休業日の期間は、学年暦により定める。

- 3 大学院委員長は、必要があると認めるときは、第1項に定める休業日のほかに臨時の休業日を定め、又は第1項に定める休業日を授業実施日に変更することができる。

第2章 通 則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第16条 修士課程の標準修業年限は2年とする。

- 2 博士課程の標準修業年限は5年とし、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程はこれを修士課程として取り扱う。

(在学年限)

第17条 修士課程及び博士前期課程にあっては4年、博士後期課程にあっては6年を超えて在学することはできない。

第2節 入学、転入学、再入学

(入学時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、外国人留学生、帰国子女及び博士後期課程入学者は、後学期の始めに入学することができる。

(入学資格)

第19条 本学大学院修士課程及び博士前期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
 - 二 学校教育法第102条に定められた者
 - 三 学校教育法施行規則第155条第1項に定められた者
 - 四 その他本学大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者
- 2 本学大学院博士後期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 修士の学位を有する者
 - 二 学校教育法第102条に定められた者
 - 三 学校教育法施行規則第156条に定められた者
 - 四 その他本学大学院において修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第20条 入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならぬ。

(入学者の選考)

第21条 前条の入学志願者については、学力試験及び面接を行い、所定の調査書等を総合して入学を許可する者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第22条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書及びその他の必要書類と共に、所定の入学金を納入しなければならない。

2 前項の入学手続を完了した者に大学院委員長は入学を許可する。

(転入学・再入学)

第23条 次の各号の一に該当する者で、本学大学院に転入学、再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、入学を許可することがある。

- 一 修士の称号を有する者
- 二 他の大学院に在学する者で、転入学を志望する者
- 三 本学大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- 四 本学大学院を退学した者

2 選考の方法は研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

3 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

第3節 教育課程及び履修方法等

(教育方法)

第24条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(授業科目)

第25条 文学研究科及び食物栄養科学研究科における専攻の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修方法)

第26条 授業科目の履修方法は、別に定める。

(研究指導)

第27条 研究指導は、本学大学院の担当教員が行う。

(留学及び他の大学院における履修等)

第28条 学生は、外国の大学院で学修することが、教育上有益であると研究科委員会において認めるときは、当該大学院と協議のうえ、留学することを認めることができる。

第29条 学生は、他の大学院の授業科目を履修することが、教育上有益であると研究科委員会において認めるときは、当該大学院と協議のうえ、当該大学院の必要な授業科目を履修することを認めることがある。

第30条 第28条及び第29条の規定により、留学又は他の大学院において履修する期間は、第17条の期間に含める。

2 前項の期間の学修成果は、10単位を限度として、本学大学院で修得した単位と認めることができる。

(入学前の既修得単位)

第31条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、10単位を越えない範囲で本学大学院に入学した後において、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第31条の2 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項により計画的な履修を認められた者(以下「長期履修学生」という。)に係る修業年限は、在学年限を超えることはできない。

3 その他長期履修学生に関する事項は、別に定める。

(単位の認定)

第32条 単位の認定は、試験又は研究報告等によって行い、合格した科目については所定の単位を与える。

第4節 休学、復学、退学、除籍、転学

(休学)

第33条 疾病その他止むを得ない理由のため、3カ月以上修学することができないときは、医師の診断書その他事由を証明する書類を添えて大学院委員長の許可を受け、1年以内休学することができる。ただし、特別な事情があるときは、その期間を2年まで延長することがある。

2 休学の時期は、事由の発生した日時にかかわらず、次の学期の始めとする。

3 疾病のため、修学することが適当でないと認められる者については、大学院委員長は休学を命ずることができる。

(復学)

第34条 休学の期間中にその理由が消滅した場合は、保証人連署のうえ願出、大学院委員長の許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は、学年の前期及び後期の始めとする。

(退 学)

第35条 疾病又はその他の事由によって退学しようとする者は、研究科長を経て大学院委員長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第36条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- 一 第17条に定める在学年限を超えた者
- 二 第33条第1項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- 三 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- 四 長期にわたり行方不明の者

(転 学)

第37条 学生が、他の大学院に入学又は転学を志願するときは、予め研究科長を経て大学院委員長の許可を受けなければならない。

第5節 修了の要件と学位の授与

(修了要件)

第38条 修士課程又は博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、専攻の授業科目について所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者をもってその課程を修了したものとする。

- 2 博士課程の修了要件は、本学大学院に5年（修士課程又は博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者をもって、その課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、研究科委員会が認めた場合に限り、大学院に3年（修士課程又は博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文の審査等)

第39条 学位論文の審査等については、別に定める。

- 2 研究科は、必要があるときは、学位論文の審査について他の大学院等の教員等の協力を求めることができる。
- 3 研究科は、その目的に応じて適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

(最終試験)

第40条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文の審査に合格した者について行う。

2 最終試験に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第41条 第38条の規定により修士課程を修了した者には、修士の学位、博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

2 本学大学院の博士課程を修了することなく、博士の学位を得ようとする者が、本学大学院の博士論文の審査に合格し、かつ本学大学院博士課程を修了した者と同等の学力があると認められた場合には、博士の学位を授与する。

3 授与する学位の名称は、次のとおりとする。

文学研究科 修士(文学)

博士(文学)

食物栄養科学研究科 修士(栄養学)

第6節 免許状・資格

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第42条 本学大学院において教育職員免許法に定める中学校教諭、高等学校教諭、栄養教諭の専修免許状を取得しようとする者は、それぞれ中学校教諭、高等学校教諭一種免許状、栄養教諭一種免許状の所要資格を有し、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 前項で取得できる教育職員免許状は、次のとおりである。

専攻名	免許状の種類	教科名
日本語・日本文学専攻	中学校教諭専修免許状	国語
	高等学校教諭専修免許状	
史学・文化財学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
臨床心理学専攻	高等学校教諭専修免許状	公民
食物栄養学専攻	栄養教諭専修免許状	

3 教職課程履修に関する規程は、別に定める。

(資格の取得)

第42条の2 本学大学院において公認心理師国家試験受験資格を取得しようとする者は、公認心理師法施行規則第2条で定められた公認心理師となるために必要な科目を修め、大学院の課程を修了し、修士の学位を取得しなければならない。なお、公認心理師国家試験受験資格取得に関する規則は、別に定める。

第7節 賞 罰

(表 彰)

第43条 学業性行の優良な者又は学生の模範となるべき者があるときは、学長がこれを表彰することができる。

(懲 戒)

第44条 本学大学院の学則及び訓育の趣旨に違背し、又は学生心得に背く者は、その軽重にしたがい、学長がこれを懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、謹慎及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

一 性行不良にして改善の見込がないと認められる者

二 正当な理由なくて、出席常でない者

三 懲戒を重ねても反省しない者、又は本学の秩序を乱した者

4 懲戒に関する規程は別に定める。

第8節 厚 生 保 健

(医 療 施 設)

第45条 医療施設は大学と共用し、学生の保健管理にあたる。

(学 生 寮)

第46条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規則は、別に定める。

第9節 研 究 施 設

(研 究 施 設)

第47条 本学大学院生は、研究達成のため、本学の施設設備を利用することができる。

2 本学大学院に、院生研究室その他の研究施設を設ける。

第10節 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、特別研究学生、委託生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第48条 一般社会人等で、本学大学院の一又は複数の授業科目についてこれを履修し、単位の修得を希望する者があるときは、研究科委員会で選考の上、科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生が、その履修した授業科目について試験を受け合格した場合は単位を与える。

(特別聴講学生)

第49条 他大学院学生で、特定の授業科目について聴講を希望するものがあるときは、大学院相互の協議の上、特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生には、その履修した授業科目について試験を受け合格した場合、単位を与える。

(研究生)

第50条 研究科において特定事項について研究しようとする者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(特別研究学生)

第50条の2 他の大学院等(外国の大学院等を含む)との協定に基づき、本学大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、研究科委員会の議を経て、研究科長が特別研究学生として許可することがある。

2 特別研究学生に関する事項は、別府大学大学院特別研究学生規程に定める。

(委託生)

第51条 公共団体又はその他の機関から、本学大学院の特定科目について修学を委託されたときは、当該研究科委員会で選考の上、委託生として許可することがある。

(外国人留学生)

第52条 外国人で本学大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上外国人留学生として入学を許可することがある。

(細則)

第53条 本章の運用にあたっては、別に規程を定める。

第11節 入学検定料、入学金、授業料及びその他の諸納入金

(授業料等)

第54条 学生は本学所定の授業料その他の諸納入金(以下「納入金」という。)を所定の期日までに納入しなければならない。

2 本学大学院博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に入学を志願する者については、入学検定料を徴収しない。

3 本学大学院博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に入学を志願する者については、入学金を徴収しない。

(納入金の額)

第55条 納入金の額は、次のとおりとする。

文学研究科

日本語・日本文学専攻 博士前期課程

入学検定料	30,000円
入学金	150,000円
授業料	400,000円
教育研究料	200,000円

日本語・日本文学専攻 博士後期課程

入学検定料	30,000円
入学金	150,000円
授業料	400,000円
教育研究料	200,000円

史学・文化財学専攻 博士前期課程

入学検定料	30,000円
入学金	150,000円
授業料	400,000円
教育研究料	200,000円

史学・文化財学専攻 博士後期課程

入学検定料	30,000円
入学金	150,000円
授業料	400,000円
教育研究料	200,000円

臨床心理学専攻 修士課程

入学検定料	30,000円
入学金	150,000円
授業料	400,000円
教育研究料	200,000円

食物栄養科学研究科

食物栄養学専攻 修士課程

入学検定料	30,000円
入学金	150,000円
授業料	400,000円
教育研究料	400,000円

2 既に納付した納入金は返還しない。

(分 納)

第56条 授業料は、年額の2分の1に相当する額を、次の2期に分けて納入することができる。

前期（4月から9月まで）	納期4月20日まで
後期（10月から翌年3月まで）	納期9月30日まで

(退学、除籍、転学、停学期間の授業料)

第57条 退学（懲戒による退学を含む）、除籍、転学の場合、及び停学期間中であっても、その期に属する所定の授業料及び教育研究料を徴収する。

ただし、死亡、第36条第1項第3号または第4号の定めにより除籍となった者の未納の授業料等の免除については、理事会において決定する。

(休学期間の授業料)

第58条 休学期間中の授業料及び教育研究料は、免除する。

(修了延期者の納入金)

第59条 修了を延期する学生のうち、1年間延期する学生は、第55条に準じ納入金を納入する。

- 2 前期もしくは後期の半期のみ延期する学生は、授業料及び教育研究料の年額の2分の1に相当する額を納期までに納入する。

納入しないときは、研究科委員会の議を経て除籍することがある。

(長期履修学生、科目等履修生等の納入金)

第60条 長期履修学生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び委託生の入学検定料、授業料等の諸納入金については、別に定める。

附 則

1. この学則は、平成9年4月1日から施行する。

(略)

附 則

1. この学則は、平成29年4月1日から施行する。
2. この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。ただし、第58条(休学期間中の授業料)については、学則の施行日前に在籍する者にも適用する。

附 則

1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和8年4月1日から施行する。

※ [別表] (学則第6条3) は【別府大学大学院研究科の理念と教育目標】に記載のため省略。

[別表] (学則第25条)

文学研究科 日本語・日本文学専攻 博士前期課程

授 業 科 目		単 位 数			備 考		
		必修	選択	自由			
日 本 文 学	日本文学論A		2		修了要件単位数 ・所定の授業科目について32単位以上を修得すること。ただし、修士論文提出には、1年次修了時で、20単位以上修得していること。 ・日本文学、日本語学（演習を除く）からA、B併せて1科目として3科目12単位以上を修得すること。		
	日本文学論B		2				
	日本文学特殊研究ⅠA（古典Ⅰ）		2				
	日本文学特殊研究ⅠB（古典Ⅰ）		2				
	日本文学特殊研究ⅡA（古典Ⅱ）		2				
	日本文学特殊研究ⅡB（古典Ⅱ）		2				
	日本文学特殊研究ⅢA（近現代Ⅰ）		2				
	日本文学特殊研究ⅢB（近現代Ⅰ）		2				
	日本文学特殊研究ⅣA（近現代Ⅱ）		2				
	日本文学特殊研究ⅣB（近現代Ⅱ）		2				
	日本文学特殊研究ⅤA（比較文学）		2				
	日本文学特殊研究ⅤB（比較文学）		2				
	比較文化研究A		2				
	比較文化研究B		2				
	日本文化論A		2				
	日本文化論B		2				
	地域文学研究		2				
	異文化交流研究		2				
	学	日本文学演習Ⅰ（古典Ⅰ）		8			・演習は同一科目8単位以上を2年間にわたって履修すること。ただし、社会人入学の場合に限って1年次で同一分野の2つの演習を修得し8単位とすることができる。
		日本文学演習Ⅱ（古典Ⅱ）		8			
日本文学演習Ⅲ（近現代Ⅰ）			8				
日本文学演習Ⅳ（近現代Ⅱ）			8				
日本文学演習Ⅴ（比較文学）			8				
日本文学演習Ⅵ（比較文化）			8				
日 本 語 学	日本語学論A		2				
	日本語学論B		2				
	日本語学史A		2				
	日本語学史B		2				
	日本語学特殊研究ⅠA		2				
	日本語学特殊研究ⅠB		2				
	日本語学特殊研究ⅡA		2				
	日本語学特殊研究ⅡB		2				
	コミュニケーション論A		2				
	コミュニケーション論B		2				
	社会言語学研究A		2				
	社会言語学研究B		2				
	日本語学演習		8				
	社会言語学演習		8				

[別表] (学則第25条)

文学研究科 日本語・日本文学専攻 博士後期課程

授 業 科 目		単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
特 殊 研 究	日本文学研究Ⅰ (上代)		12		修了要件単位数 所定の授業科目について12単位 以上を修得すること。
	日本文学研究Ⅱ (中古)		12		
	日本文学研究Ⅲ (中古・中世)		12		
	日本文学研究Ⅳ (近世)		12		
	日本文学研究Ⅴ (近世)		12		
	日本文学研究Ⅵ (近代)		12		
	日本文学研究Ⅶ (現代)		12		
	日本語学研究Ⅰ		12		
	日本語学研究Ⅱ		12		
	社会言語学研究		12		

[別表] (学則第25条)

文学研究科 史学・文化財学専攻 博士前期課程

授 業 科 目		単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
特 殊 研 究	日本史研究ⅠA		2		<p>修了要件単位数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の授業科目について32単位以上を修得すること。ただし、修士論文提出には、1年次修了時で、20単位以上修得していること。 ・ 特殊研究は、A、B併せて1科目として、2科目8単位以上を修得すること。 ・ 演習は同一科目8単位以上を2年間にわたって履修すること。ただし社会人入学の場合に限って1年次で同一分野の2つの演習を修得し8単位とすることができる。 ・ テーマ研究は、4科目8単位以上を修得すること。
	日本史研究ⅠB		2		
	日本史研究ⅡA		2		
	日本史研究ⅡB		2		
	日本史研究ⅢA		2		
	日本史研究ⅢB		2		
	アーカイブズ学研究A		2		
	アーカイブズ学研究B		2		
	西洋史研究ⅠA		2		
	西洋史研究ⅠB		2		
	西洋史研究ⅡA		2		
	西洋史研究ⅡB		2		
	東洋史研究A		2		
	東洋史研究B		2		
	考古学研究ⅠA		2		
	考古学研究ⅠB		2		
	考古学研究ⅡA		2		
	考古学研究ⅡB		2		
	考古学研究ⅢA		2		
	考古学研究ⅢB		2		
	民俗学研究A		2		
	民俗学研究B		2		
	文化財保存科学研究A		2		
	文化財保存科学研究B		2		
	文化財保存修復研究A		2		
文化財保存修復研究B		2			
美術史学研究A		2			
美術史学研究B		2			
地理学研究A		2			
地理学研究B		2			
演 習	日本史演習		8		
	アーカイブズ学演習		8		
	西洋史演習		8		
	東洋史演習		8		
	考古学演習		8		
	民俗学演習		8		
	文化財保存学演習		8		
	美術史学演習		8		
	地理学演習		8		
テ ー マ 研 究	史料学研究Ⅰ		2		
	史料学研究Ⅱ		2		
	アーカイブズ研究Ⅰ		2		
	アーカイブズ研究Ⅱ		2		
	アーカイブズ研究Ⅲ		2		
	アーカイブズ研究Ⅳ		2		
	アーカイブズ研究Ⅴ		2		
	異文化交流研究Ⅰ		2		
	異文化交流研究Ⅱ		2		
	文化財学研究Ⅰ		2		
	文化財学研究Ⅱ		2		
	文化財学研究Ⅲ		2		
	文化財学研究Ⅳ		2		
	文化財学研究Ⅴ		2		
	歴史資料論Ⅰ		2		
歴史資料論Ⅱ		2			
歴史資料論Ⅲ		2			

[別表] (学則第25条)

文学研究科 史学・文化財学専攻 博士後期課程

授 業 科 目		単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
特 殊 研 究	日本史研究		12		修了要件単位数 所定の授業科目について12単位 以上を修得すること。
	東洋史研究		12		
	西洋史研究		12		
	考古学研究		12		
	民俗学研究		12		
	美術史学研究		12		
	文化財保存学研究		12		
	地理学研究		12		

[別表] (学則第25条)

文学研究科 臨床心理学専攻 修士課程

授 業 科 目		単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
	臨床心理学特論Ⅰ	2			修了要件単位数 ・ 所定の授業科目について32単位以上を修得すること。ただし、修士論文提出には、1年次修了時で、20単位以上修得していること。 ・ A群～E群の中から10単位以上修得すること。
	臨床心理学特論Ⅱ	2			
	臨床心理面接特論Ⅰ (心理支援に関する理論と実践)	2			
	臨床心理面接特論Ⅱ	2			
	臨床心理査定演習Ⅰ (心理的アセスメントに関する理論と実践)	2			
	臨床心理査定演習Ⅱ	2			
	心理臨床学演習Ⅰ	2			
	心理臨床学演習Ⅱ	2			
	臨床心理基礎実習	2			
	臨床心理実習	2			
	心理実践実習Ⅰ		2		
	心理実践実習Ⅱ		2		
A 群	心理学研究法特論		2		
	臨床心理学研究法特論		2		
	心理統計法特論		2		
B 群	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践Ⅰ (人格心理学特論)		2		
	福祉分野に関する理論と支援の展開Ⅰ (発達心理学特論)		2		
	教育分野に関する理論と支援の展開		2		
C 群	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践Ⅱ (家族心理学特論)		2		
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開 (司法臨床心理学特論)		2		
	臨床心理関連行政論		2		
	福祉分野に関する理論と支援の展開Ⅱ (地域福祉学特論)		2		
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開		2		
D 群	保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅰ (精神医学特論)		2		
	福祉分野に関する理論と支援の展開Ⅲ (障害児(者)心理学特論)		2		
	保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅱ (心身医学特論)		2		
	精神薬理学特論		2		
	心の健康教育に関する理論と実践		2		
E 群	投影法特論		2		
	グループアプローチ特論		2		
	非行心理学特論		2		

[別表] (学則第25条)

食物栄養科学研究科 食物栄養学専攻 修士課程

科目名	単位数			備考
	必修	選択	自由	
栄養科学研究領域				<p>全ての研究領域に共通する要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修了時に32単位以上を修得し、かつ、修士論文の審査あるいは特定の課題についての研究成果の審査および最終試験に合格すること。 ・修士論文の提出には、1年修了時に特別研究および特別演習のほか、14単位以上を修得すること。 ・選択した研究領域の特別研究12単位を修得すること。 ・選択した研究領域の特別演習2単位を修得すること。 ・「研究基盤領域」から2単位以上を修得すること。 <p>「栄養科学研究領域」を選択した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別研究と特別演習のほか、「栄養科学研究領域」から12単位以上を修得すること。
公衆衛生・疫学特論		2		
医学生理学特論		2		
細胞生物学特論		2		
代謝生化学特論		2		
食品機能学特論		2		
食品加工保蔵学特論		2		
調理科学特論		2		
分子栄養学特論		2		
ライフステージ栄養学特論		2		
健康増進栄養科学特論		2		
食育・食行動学特論		2		
栄養ケアプロセス特論		2		
給食経営管理学特論		2		
公衆栄養行動特論		2		
栄養科学特別研究		12		
栄養科学特別演習		2		
食品科学研究領域				<p>「食品科学研究領域」を選択した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別研究と特別演習のほか、「食品科学研究領域」から8単位以上を修得すること。 ・「応用生物学研究領域」から2単位以上を修得すること。
食品物理化学特論		2		
発酵醸造学特論		2		
食香粧科学特論		2		
発酵食品学特論		2		
食品科学特別研究		12		
食品科学特別演習		2		
応用生物学研究領域				<p>「応用生物学研究領域」を選択した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別研究と特別演習のほか、「応用生物学研究領域」から8単位以上を修得すること。 ・「食品科学研究領域」から2単位以上を修得すること。
分子生物学特論		2		
生命科学特論		2		
細胞工学特論		2		
生化学特論		2		
バイオテクノロジー特論		2		
環境微生物学特論		2		
応用微生物学特論		2		
応用生物学特別研究		12		
応用生物学特別演習		2		
研究基盤領域				<p>「研究基盤領域」を選択した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別研究と特別演習のほか、「応用生物学研究領域」から8単位以上を修得すること。 ・「食品科学研究領域」から2単位以上を修得すること。
栄養科学研究法特論		2		
生物資源科学研究法特論		2		
研究倫理特論		2		
研究統計特論		2		

別府大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学校教育法第104条及び学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき別府大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

文学部	学士（文学）
食物栄養科学部	学士（栄養学）
	学士（食物バイオ学）
国際経営学部	学士（経営学）
看護学部	学士（看護学）
文学研究科	修士（文学）
〃	博士（文学）
食物栄養科学研究科	修士（栄養学）

(学位授与の条件)

第3条 学士の学位は、本学学則に基づき、所定の課程を修め卒業した者に対し授与する。

- 2 修士及び博士の学位は、本学大学院学則に基づき、所定の単位を修得し、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し授与する。
- 3 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院博士課程を修了しない者であっても学位論文を提出して大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与する。

(学位論文提出の資格)

第4条 修士の学位論文を提出できる者は、修士課程（博士前期課程）に1年以上在学し、所定の授業科目について必修・選択あわせて20単位以上を修得しておかなければならない。

- 2 博士の学位論文を提出できるものは、博士後期課程に1年以上在学し、既に所定の単位を修得した者又は論文審査終了までに修得する見込みのある者とする。
- 3 第3条第3項の規定により博士の学位論文を提出できる者は、大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有する者とする。

(学位論文の提出)

第5条 修士の学位論文を提出しようとする者は、学位授与申請書（様式1）に、学位論文及び論文の要旨を添えて所定の期日までに当該研究科長に提出するものとする。

- 2 前項による学位論文は、1篇とし、2通を提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 3 博士の学位論文を提出しようとする者は、学位授与申請書（様式2）に、学位論文、論文の要旨及び履歴書を添えて所定の期日までに当該研究科長に提出する者とする。

- 4 第3条第3項により博士の学位論文を提出しようとする者は、学位授与申請書（様式3）に学位論文、論文の要旨及び履歴書のほか、学位論文審査手数料を添えて学長に提出する者とする。
- 5 前2項による学位論文は、1篇とし3通提出するものとする。ただし、参考としての他の論文を添付することができる。
- 6 学位論文審査手数料は、別表のとおりとする。ただし、一旦納入された学位論文審査手数料は返還しない。

（審査委員会）

第6条 前条の規定により提出された学位論文を受理したときは、大学院委員長及び研究科長はそれぞれ当該研究科委員会に審査を付託する。

- 2 研究科委員会は、審査に付せられた論文について指導教員を主査とし、別に副査を定め、当該研究科委員会の議を経て主査、副査を含む審査委員会を設ける。
- 3 学位論文の審査に当たって必要あるときは、当該研究科委員会の議を経て、当該課程以外の教員に審査を委嘱することができる。

（審査の方法）

第7条 審査委員会は論文の審査及び最終試験を行う。

- 2 最終試験は、提出論文を中心として専攻分野について精深な学識と研究能力を確認するため口述又は筆記によって行うものとする。
- 3 審査委員会は、審査のため必要と認めた場合には参考論文その他の審査資料を提出させることができる。
- 4 審査委員会は、第3条第2項に規定する者の学位論文の審査及び最終試験を、その学年末までに終了しなければならない。

（学力の確認）

第8条 第3条第3項に規定する大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認は、筆記試験又は口述試験により行うものとする。

- 2 本学博士課程に修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学したときから3年以内に論文提出による学位の審査を申請したときは、学力の確認を免除することができる。

（審査の報告）

第9条 審査委員会は、学位論文の審査結果及び最終試験の結果を研究科委員会に報告しなければならない。

- 2 研究科委員会は、前項の報告に基づき学位論文及び最終試験の合否を審議、決定して大学院委員長および学長に報告するものとする。
- 3 前項論文の合否決定をするには、当該研究科委員の3分の2以上が出席し、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

（学位授与の決定）

第10条 学長は、学位を授与できると認めた者に対し、学士、修士又は博士の学位記を授与する。

2 審査の結果、学位記を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位授与の報告)

第11条 学長は、前条により博士の学位を授与したときは、博士学位簿に登録の上、当該学位を授与した日から3月以内に学位授与報告を文部科学大臣に行うものとする。

(博士論文の要旨等の公表)

第12条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を、インターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第13条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に印刷し公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 学位論文を公表する場合には、別府大学において審査を受けた学位論文であることを明記しなければならない。

(学位名称の使用)

第14条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を使用するときは、「別府大学」と付記するものとする。

(学位の取消)

第15条 修士及び博士の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実があると認められたときは、学長は大学院委員会の議を経て学位を取り消し、学位記を返付させかつその旨を公表する。

2 修士及び博士の学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の例により当該学位を取り消すことがある。

3 大学院委員会が前2項の議決をなすには、委員の3分の2以上が出席して、その出席委員の4分の3以上の同意を必要とする。

(学位記の様式)

第16条 学位記の様式は、様式4、様式5、様式6及び様式7のとおりとする。

(雑 則)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

(略)

附 則

この規程の改正は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

〈別表〉

事 項	学位論文審査手数料
本学博士後期課程在籍者及び本学博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得、退学後3年未満の期間内に学位論文を提出する者	免 除
本学博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得、退学後3年を経過した後学位論文を提出する者	100,000円
本学博士前期課程（修士課程）修了者及び本学部を卒業した後学位論文を提出する者	100,000円
法人内専任教職員	100,000円
上記以外の者	200,000円

学位授与申請書

年 月 日

別府大学大学院
文学研究科長

殿

※

文学研究科 _____ 専攻

学籍番号 _____

氏 名 _____ ㊟

年 月 日生

別府大学学位規程第5条策1項の規定に基づき、下記のとおり修士（文学）の学位を申請いたします。

論文題目				
指導教授名				論文 枚・資料 点
修得単位 登録単位	区分	既修得	本年度登録	計
	選択科目	単位	単位	単位
指 導 教 授 欄	審査記録	合否		
	副 査 名	第一希望		
		第二希望		
	専攻長印		指導教授承認印	

注 太線内は本人が記入すること

※（例）日本語・日本文学専攻の場合は文学研究科日本語・日本文学専攻、史学・文化財学専攻の場合は文学研究科史学・文化財学専攻となる。その他の専攻の場合は、これらの例にならうこと。

学位授与申請書

年 月 日

別府大学大学院

食物栄養科学研究科長

殿

※

食物栄養科学研究科食物栄養学専攻

学籍番号

氏 名 _____ ㊟

年 月 日生

別府大学学位規程第5条策1項の規定に基づき、下記のとおり修士（栄養学）の学位を申請いたします。

論文題目					
指導教授名				論文 枚・資料 点	
修得単位 登録単位	区分	既修得	本年度登録	計	
	選択科目	単位	単位	単位	
指 導 入 教 授 欄	審査記録	合否			
	副 査 名	第一希望			
		第二希望			
	専攻長印		指導教授承認印		

注 太線内は本人が記入すること

学位授与申請書

年 月 日

別府大学大学院
文学研究科長

殿

※

文学研究科 _____ 専攻

学籍番号 _____

氏 名 _____ ⑩

年 月 日生

別府大学学位規程第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり博士（文学）の学位を申請いたします。

論文題目					
指導教授名				論文 枚・資料 点	
修得単位 登録単位	区分	既修得	本年度登録	計	
	選択科目	単位	単位	単位	
指 導 教 授 欄	審査記録	合否			
	副 査 名	第一希望			
		第二希望			
専攻長印			指導教授承認印		

注 太線内は本人が記入すること

※（例）日本語・日本文学専攻の場合は文学研究科日本語・日本文学専攻、史学・文化財学専攻の場合は文学研究科史学・文化財学専攻となる。その他の専攻の場合は、これらの例にならうこと。

学位授与申請書

年 月 日

別 府 大 学 長 殿

本 籍 地 (都道府県名) 又は

国 籍 (外国人の場合)

ふりがな
氏 名 _____ ㊞

生年月日 年 月 日生

貴学学位規程第5条第4項の規定により、必要書類及び学位審査手数料貳拾万円を添えて博士（文学）の学位授与を申請します。

研究科長	教務課	経理課 (審査手数料 200,000円)
年 月 日	年 月 日	年 月 日

様式4は省略

様式5-1

別大文修第		号
学位記		
大学印	氏	名
	年	月
	日	生
	<small>(外国籍の場合は西暦)</small>	
<p>本学大学院文学研究科〇〇専攻の博士前期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので修士(文学)の学位を授与する</p>		
令和	年	月
	日	
別府大学長	○	○
	○	○
		印

用紙の大きさは、JIS規格A4縦型とする

様式5-2

別大食修第		号
学位記		
大学印	氏	名
	年	月
	日	生
	<small>(外国籍の場合は西暦)</small>	
<p>本学大学院食物栄養科学研究科食物栄養学専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので修士(栄養学)の学位を授与する</p>		
令和	年	月
	日	
別府大学長	○	○
	○	○
		印

用紙の大きさは、JIS規格A4縦型とする

様式6

別大文博甲第		号
学 位 記		
大学印	氏	名
	年	月 日生
	<small>(外国籍の場合は西暦)</small>	
本学大学院文学研究科〇〇〇〇専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので博士(文学)の学位を授与する		
令和	年	月 日
別府大学長	〇	〇 〇 〇 〇 印

用紙の大きさは、J I S規格A4縦型とする

様式7

別大文博乙第		号
学 位 記		
大学印	氏	名
	年	月 日生
	<small>(外国籍の場合は西暦)</small>	
本学に学位論文を提出し所定の審査および試験に合格したので博士(文学)の学位を授与する		
令和	年	月 日
別府大学長	〇	〇 〇 〇 〇 印

用紙の大きさは、J I S規格A4縦型とする

別府大学大学院 文学研究科 学位論文評価基準

別府大学大学院文学研究科は、幅広い教養と専門に関する深い学識と研究方法を身に着け、高い倫理性のもとに自立した研究を推進する能力を有すると認められる者に対し、以下の評価基準に基づいて学位審査をおこない、適当と認められる者に対して修士または博士の学位を授与する。

●修士論文

修士論文は次の各号に掲げる事項に留意して公正な審査を行う。

【評価項目】

1. 適切な課題設定がなされていること。
2. 課題解明にもちいる研究方法が適切であること。
3. 先行研究が十分に検討されていること。
4. 論旨が明快で、一貫性及び体系性があること。
5. 研究内容に、従前の研究とは異なる着眼点や発想があること。
6. 文献や資料の取り扱いに関し、研究倫理が順守されていること。

【評価方法および体制】

主査1名（指導教員：専攻の専任教員）および副査1名以上（専攻の専任教員）で審査し、最終試験と口頭試問をへて、専攻会議の合議で総合的に判断する。

●博士論文

博士論文は次の各号に掲げる事項に留意して公正な審査を行う。

【評価項目】

1. 適切な課題設定がなされていること。
2. 課題解明にもちいる研究方法が適切であること。
3. 先行研究が幅広く、かつ緻密に検討されていること。
4. 論旨が明快で、一貫性及び体系性があること。
5. 研究内容に、従前の研究とは異なる着眼点や新しい発想があり、当該学問分野の研究発展に貢献する独創的な知見を見出せること。
6. 文献や資料の取り扱いに関し、研究倫理が順守されていること。
7. 自立した研究者として、研究活動を行う能力が認められること。（学会発表、論文公表など）

【評価方法および体制】

主査1名（指導教員：専攻の専任教員）および副査2名（1名は専攻の専任教員、1名は外部に委嘱する場合もある）で審査し、最終試験と口頭試問をへて、専攻会議の合議で総合的に判断する。

別府大学大学院 食物栄養科学研究科 学位論文評価基準

別府大学大学院食物栄養科学研究科は、食物栄養学における高度な専門性を要する職業等に必要な能力を有すると認められる者に対し、以下の評価基準に基づいて学位審査をおこない、適当と認められる者に対して修士の学位を授与する。

●修士論文

修士論文は次の各号に掲げる事項に留意して公正な審査を行う。

【評価項目】

1. 新規性

従来の研究に基づいた新たな知見を含むものであること。

2. 研究テーマ設定の適切性

研究背景、問題意識、目的が適切に述べられていること。

3. 論述内容の適切性と一貫性

研究方法が妥当なものであり、論文の記述方法が明確で一貫した論理性を持つこと。

4. 資料の適切性

先行研究や関連研究に関する文献等が適切に調べられ、引用方法が適正であること。

5. 倫理性

学術研究における公正性が保たれ、研究倫理に対して、十分に注意が払われていること。

【評価方法および体制】

修士論文は、主査1名、副査2名の計3名が査読し、修士論文発表会と口頭試問を経て、「新規性」「研究テーマ設定の適切さ」「論述内容の適切性と一貫性」「資料の適切性」「倫理性」の5つの評価項目を審査し、総合的に判断する。

博士論文審査取扱規則

第1章 総 則

第1条 この規則は、別府大学学位規程（以下「学位規程」という）で定めるもののほか、別府大学の博士論文審査の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 この規則において「課程博士」とは学位規程第3条第2項の規定により授与される博士の学位をいい、「論文博士」とは、学位規程第3条第3項の規定により授与され博士の学位をいう。

第2章 課程博士の学位論文

（課程博士）

第3条 課程博士の学位論文を提出できるものは、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 本学大学院博士後期課程に1年以上在学して、既に所定の単位を修得した者又は論文審査終了までに修得する見込みのある者。
- 二 本学大学院後期課程に3年以上在学して、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた後退学した者で、退学後3年以内に再入学した者。この再入学に関する取扱いについては別に定める。

（提出期限）

第4条 課程博士の学位論文の提出期限は10月末日とする。ただし、前条第二号に該当する者は、4月および10月の末日とする。

（審査委員会の設置）

第5条 研究科委員会は、学位規程第6条に定める審査委員会を、提出された論文ごとに組織するものとする。

- 2 主査は審査委員会を総括する。

（公開論文発表会）

第6条 学位規程第6条に定める審査委員会は、課程博士の学位論文を審査するため、公開論文発表会を開催しなければならない。

- 2 主査は、公開論文発表会の日程等の決定した後は速やかに研究科長に報告し、当該論文提出者に通知するとともに、開催日の1週間前までに公示しなければならない。
- 3 公開論文発表会には、主査が所属する専攻の専攻長、主査、審査委員は必ず出席するものとし、他に当該専攻の教員及び大学院生の出席を認める。
- 4 学位規程第7条に定める最終試験は、公開論文発表会に代えて行うことができる。

(論文審査の期限)

第7条 課程博士の学位論文の審査は、原則として2月末日までに終了しなければならない。ただし第3条第1項の二に該当するものについては、4月提出者にあつては8月末日、10月提出者にあつては原則として2月末日までに終了しなければならない。

第3章 論文博士の学位論文

(論文博士)

第8条 論文博士の学位論文を提出できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 本学大学院博士後期課程に3年以上在学して、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた後退学した者で、再入学せずに論文を提出した者。
- 二 本学卒業後6年以上又は大学院博士前期課程(修士課程)修了後4年以上の研究歴を有する者。
- 三 前号に掲げる者と同等以上の研究歴を有する者。
- 四 二及び三の「研究歴」に該当する期間は次のとおりとする。
 - (1) 大学又は短期大学の専任教員として研究に従事した期間
 - (2) 研究所等において研究に従事した期間
 - (3) 大学院の学生として研究活動を行った期間(修士課程は2年、博士課程は3年を上限とする。)
 - (4) 修士課程修了又は博士課程退学の後、大学の研究生として研究活動を行った期間
 - (5) その他研究科委員会において「研究歴」に相当すると認めた期間

(論文の提出時期)

第9条 論文博士の学位論文の提出時期は4月及び10月の末日とする。

(学位論文等の提出手続き)

第10条 論文博士の学位を申請するものは「規程」第5条に定めるほか次の書類を提出しなければならない。

- (1) 研究業績目録(様式)
- (2) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び学業成績証明書
※修士課程を修了後、博士課程を退学した場合、修士課程の修了証明書、成績証明書及び博士課程の退学証明書、成績証明書を添付する。
- (3) 研究従事内容証明書
※単位修得退学者は提出する必要はない。
- (4) 承諾書(共著論文を使用することの承諾書)
- (5) その他参考論文等(任意、製本したもの)

(審査委員会の設置)

第11条 研究科長は、論文博士の学位論文を受理したときは、研究科委員会にその博士論文の審査及び学力の確認を付託するものとする。

- 2 研究科委員会は、本学大学院において研究指導を担当する教授又は准教授のうち、提出された論文に関連する専門分野の教員の申から3名を審査委員として選出する。
- 3 研究科委員会は、必要があると認めるときは、当該課程以外の教員に審査委員を委嘱することができる。
- 4 審査委員会は提出された論文ごとに組織するものとする。
- 5 主査は審査委員の互選により決定するものとする。
- 6 主査は審査委員会を総括する。

(公開論文発表会)

第12条 審査委員会は、論文博士の学位論文を審査するため、公開論文発表会を開催しなければならない。

- 2 主査は、公開論文発表会の日程等を決定した後は速やかに研究科長に報告し、当該論文提出者に通知するとともに、開催日の1週間前までに公示しなければならない。
- 3 公開論文発表会には、主査が所属する専攻の専攻長、主査、審査委員は必ず出席するものとし、他に当該専攻の教員及び大学院生の出席を認める。
- 4 学位規程第7条に定める最終試験は、公開論文発表会に代えて行うことができる。

(論文審査及び学力の確認)

第13条 学位規程第8条に定める学力の確認は、論文博士の学位論文の審査に合格した者について、当該論文に関連する専門分野及び外国語1科目について口述又は筆記により行うものとする。

- 2 前項の学力の確認は、研究科委員会の定める学力審査委員がこれを行う。
- 3 前項に規定する学力の確認は、研究科委員会の議を経て、他の方法によることができる。
- 4 研究科委員会は、必要があると認められた場合は、当該課程以外の教授に学力審査委員を委嘱することができる。
- 5 本学大学院博士後期課程において、3年以上在学し、所定の単位を修得した後退学した者が、退学後8年未満に博士論文を提出して審査を請求するときは、学力の確認のための試問を免除することができる。
- 6 前項以外の者で、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力が明らかであると認められる場合には、研究会委員会の議を経て、学力確認のための試問の一部又は全部を免除することができる。

(論文審査の期限)

第14条 論文博士の学位論文の審査は、4月提出者にあつては8月末日、10月提出者にあつては原則として2月末日までに終了しなければならない。

第4章 雑 則

(博士論文の公表)

第15条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、当該論文を印刷製本

の上、3部（本学図書館保管用、専攻保管用、国立国会図書館納本用）及び本学図書館のWEBサイト上に公開するため電子データで大学に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別府大学大学院文学研究科、食物栄養科学研究科履修規程

(目 的)

第1条 この規程は、別府大学大学院学則に基づき、文学研究科及び食物栄養科学研究科（以下「本研究科」という。）の授業科目の履修等について必要な事項を定める。

(授業科目及び単位数)

第2条 本研究科の授業は、講義及び演習とし、授業科目、授業時間数及び単位数は別に定める。単位の基準は毎週1時間15週の授業をもって1単位とする。

(授業実施基準)

第3条 授業は、毎週2時間とし、前期、後期又は通年にわたって行う。

(修了要件)

第4条 本研究科の博士前期課程又は修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、次に掲げる各専攻区分に従い32単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

区分	日本語・日本文学専攻博士前期課程	
選 択	日本語・日本文学（演習を除く）	12単位以上
	演 習 同一科目	8単位以上
<p>他専攻の科目を、担当教員の許可を得て履修することができる。許可を受けて履修し、取得した単位については12単位まで認める。修得した単位は修了要件の総単位（32単位以上）に含めることができる。</p>		

区分	史学・文化財学専攻博士前期課程	
選 択	特殊研究	2科目 8単位以上
	演 習 同一科目	8単位以上
	テーマ研究	4科目 8単位以上
<p>「演習」を除く科目について、他専攻の科目を担当教員の許可を得て履修することができる。他専攻の科目を履修し、修得した単位については12単位まで認める。修得した単位は修了要件の総単位（32単位以上）に含めることができる。</p>		

区分	臨床心理学専攻修士課程	
必 修	10科目 20単位	
選 択	AからEの各群から2単位以上 計10単位以上	
<p>他専攻の科目を、担当教員の許可を受けて履修し、修得した単位については12単位まで認める。取得した単位は修了要件の総単位（32単位以上）に含めることができる。</p>		

食物栄養科学研究科

区分	食物栄養学専攻修士課程
必修	各研究領域の「特別研究」「特別演習」14単位、研究基盤領域2単位
選択	<ul style="list-style-type: none"> ・「栄養科学研究領域」 「栄養科学領域」から12単位以上 ・「食品科学研究領域」 「食品科学研究領域」から8単位以上 「応用生物科学研究領域」から2単位以上 ・「応用生物科学研究領域」 「応用生物科学研究領域」から8単位以上 「食品科学研究領域」から2単位以上
修了要件の総単位数は、32単位以上とする。	

2 本研究科の博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、次に掲げる区分に従い12単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

区分	日本語・日本文学専攻博士後期課程
選択	特殊研究 同一科目 12単位

区分	史学・文化財学専攻博士後期課程
選択	特殊研究 同一科目 12単位

(登録)

第5条 学生は、履修しようとする授業科目を指定の日までに研究科長に届け出なければならない。

(研究指導教員)

第6条 研究科委員会は、学生の研究課題に応じて研究指導教員を選出する。

(単位の認定)

第7条 各授業科目の単位修得の認定は、その授業科目の授業が終了した学年末に行う。

2 前項の認定は、筆記試験、口頭試験または研究報告により行う。

(成績の評価)

第8条 各授業科目の試験等による成績を0点から100点の範囲において点数で評価する。

2. 点数に対する評価は次の表のとおりとする。

評価基準	左に対応する評価	単位認定
90～100点	A A	合格
80～89点	A	合格
70～79点	B	合格
60～69点	C	合格
59点以下	F	不合格

(登録の取消し)

第9条 受験中に不正行為を行った者に対しては、その学期中の全試験科目の登録を取り消す。

2 受験中に答案を持ち出した者については、その受験科目の登録を取り消す。

(追 試 験)

第10条 正当な理由によって学期末試験を受けることができなかった者に対しては、本人の願い出により、詮議の上、追試験を行うことがある。

2 追試験の願い出は病気の場合には医師の診断書を、それ以外の事由の場合には証明書を添付し、試験終了後所定の期間内にしなければならない。

3 追試験は1回だけ行い、その得点は90点を限度とする。

(学位の授与)

第11条 博士前期課程において所定の単位を修得し、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者には修士の学位を授与する。

2 博士後期課程において所定の単位を修得し、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者には博士の学位を授与する。

第12条 本学大学院において国立公文書館認証アーキビスト受験資格を取得しようとする者は、別に定めるアーキビスト養成プログラムに関する要項に従わなければならない。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、本研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(そ の 他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

(略)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

公認心理師国家試験受験資格取得に関する規程

第1条 別府大学学則（以下「大学学則」という。）第46条及び別府大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第42条の2の規定に基づき、この規程を定める。

第2条 別府大学又は別府大学大学院の学生で公認心理師国家試験受験資格（以下「受験資格」という。）を取得しようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 別府大学が開講する公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）第1条で定められた公認心理師となるために必要な科目を修めて大学を卒業し（他の4年制大学等で公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業した者を含む。）、かつ、別府大学大学院が開講する施行規則第2条で定められた公認心理師となるために必要な科目を修めて大学院の課程を修了すること。
- (2) 別府大学が開講する施行規則第1条で定められた公認心理師となるために必要な科目を修めて大学を卒業し、かつ、大学を卒業後、施行規則で定められた施設において施行規則で定められた期間以上、公認心理師法で定められた業務に従事すること。

第3条 前条第1号及び第2号に定める別府大学及び別府大学大学院が開講する公認心理師となるために必要な科目の名称、単位数、履修方法等は、それぞれ別表1及び別表2のとおりとする。

第4条 大学学則第32条から第34条までの規定により修得した科目の単位及び第67条の規定により修得した科目の単位、並びに大学院学則第31条の規定により修得した科目の単位は、公認心理師国家試験受験資格を取得するための単位として認定することはできない。

第5条 「心理演習」及び「心理実習」並びに「心理実践演習」の科目の開講方法、時間数、履修方法等は、次のとおりとする。

- (1) 心理演習及び心理実習の科目の1学級の定員は15名とし、学級の数に2とする。
- (2) 心理実習の時間は80時間以上とする。その際、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野（以下「主要5分野」という。）に関する施設において実習を行うことを原則とし、医療機関における実習を必須とする。施設実習においては、当該施設の実習指導者又は実習担当教員による指導を受けなければならない。
- (3) 心理実践実習の科目の1学級の定員は4名とし、学級の数に3とする。
- (4) 心理実践実習の時間は450時間以上とする。うち、担当ケース（心理に関する支援を要する者を対象とした心理的支援等）に関する実習時間は270時間以上（うち、学外施設における実習時間90時間以上）とする。その際、主要5分野のうち3分野以上の施設において実習を行うことを原則とし、医療機関における実習を必須とする。

附 則

1. この規程は、平成29年11月22日に制定し、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、平成30年度入学者から適用する。

附 則

1. この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和8年4月1日から施行する。この規程の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。ただし、令和7年度入学者については、「神経・生理心理学Ⅱ」を選択科目とする。

別表1（別府大学が開講する公認心理師となるために必要な科目）

公認心理師法施行規則第1条に規定する科目の名称		左記に対応する本学の科目			
		科目の名称	履修方法・単位数		備 考
			必修	選択	
1	公認心理師の職責	公認心理師の職責	2		
2	心理学概論	心理学概論Ⅰ	2		
		心理学概論Ⅱ	2		
3	臨床心理学概論	臨床心理学概論	2		
4	心理学研究法	心理学研究法	2		
5	心理学統計法	心理学統計法	2		
6	心理学実験	心理学実験Ⅰ	2		
		心理学実験Ⅱ	2		
7	知覚・認知心理学	知覚・認知心理学	2		
8	学習・言語心理学	学習・言語心理学	2		
9	感情・人格心理学	感情・人格心理学	2		
10	神経・生理心理学	神経・生理心理学	2		
11	社会・集団・家族心理学	社会・集団・家族心理学	2		
12	発達心理学	発達心理学概論	2		
13	障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学	2		
14	心理的アセスメント	心理的アセスメントⅠ	2		
		心理的アセスメントⅡ	2		
15	心理学的支援法	心理学的支援法Ⅰ	2		
		心理学的支援法Ⅱ	2		
16	健康・医療心理学	健康・医療心理学	2		
17	福祉心理学	福祉心理学	2		
18	教育・学校心理学	教育・学校心理学	2		
19	司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	2		
20	産業・組織心理学	産業・組織心理学	2		
21	人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	2		
22	精神疾患とその治療	精神疾患とその治療Ⅰ	2		
		精神疾患とその治療Ⅱ	2		
23	関係行政論	関係行政論	2		
24	心理演習	心理演習Ⅰ	1	第5条第1号を満たすこと。	
		心理演習Ⅱ	1		
25	心理実習	心理実習	4	第5条第1号及び第2号を満たすこと。	

別紙2 (別府大学大学院が開講する公認心理師となるために必要な科目)

公認心理師法施行規則第2条に規定する科目の名称		左記に対応する本学の科目			
		科目の名称	履修方法・単位数		備考
			必修	選択	
1	保健医療分野に関する理論と支援の展開	保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅰ(精神医学特論)	2		
		保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅱ(心身医学特論)	2		
2	福祉分野に関する理論と支援の展開	福祉分野に関する理論と支援の展開Ⅰ(発達心理学特論)		2	3科目の内、1科目以上を取得すること。
		福祉分野に関する理論と支援の展開Ⅱ(地域福祉学特論)		2	
		福祉分野に関する理論と支援の展開Ⅲ(障害児(者)心理学特論)		2	
3	教育分野に関する理論と支援の展開	教育分野に関する理論と支援の展開	2		
4	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開(司法臨床心理学特論)	2		
5	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2		
6	心理的アセスメントに関する理論と実践	心理的アセスメントに関する理論と実践(臨床心理査定演習Ⅰ)	2		
7	心理支援に関する理論と実践	心理支援に関する理論と実践(臨床心理面接特論Ⅰ)	2		
8	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践Ⅰ(人格心理学特論)		2	2科目の内、1科目以上を取得すること。
		家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践Ⅱ(家族心理学特論)		2	
9	心の健康教育に関する理論と実践	心の健康教育に関する理論と実践	2		
10	心理実践実習	心理実践実習Ⅰ	2		第5条第3号及び第4号を満たすこと。
		心理実践実習Ⅱ	2		

履修料	1学期1科目	20,000円
<食物栄養科学研究科>		
検定料		30,000円
履修料		
講義系科目	1学期1科目	30,000円
実践領域科目	1学期1科目	25,000円

2 履修科目により、特に費用を要するときは別途徴収する。

(履修料の納入)

第8条 履修生として認定された者は、所定の履修料を期日までに納入しなければならない。

(履修生証)

第9条 履修生の身分を証明する履修生証を交付する。

(試験・単位の認定及び証明書)

第10条 履修生は、受講した科目の試験を受けることができる。試験に合格した科目については、所定の単位を認定する。

2 試験に合格した科目については、願い出により成績証明書及び単位修得証明書を交付する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、本学大学院学則及びその他の諸規則を準用する。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

大学院研究生規程

第1条 大学院学則第50条および第60条の規程に基づき必要な事項を定める。

第2条 研究生を志願することができる者は、修士課程を修了した者、または研究科委員会においてこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

第3条 研究生の受入れ時期は、学年および学期の始めとし、研究期間は半年、又は1年とする。ただし、研究上の必要により期間の延長を願い出たときは、更に1年以内に限り延長を許可されることがある。

第4条 研究生を志願する者は「研究願」に別表に定める検定料を添え、所定の期日までに提出しなければならない。

第5条 研究生の選考は研究科委員会において行い、学長が許可する。

第6条 研究生として受入れを許可された者は、許可後1週間以内に所定の別表に定める入学金を納入しなければならない。

第7条 研究生は別表に定める授業料を指定の期日までに納入しなければならない。

第8条 研究科長は研究生の研究事項等を考慮し、その指導教員を指定するものとする。

第9条 研究生は研究に要する実費を別に負担しなければならない。

第10条 研究生には研究生証を交付する。

第11条 研究生は、指導教員が必要と認めるときは、担当教員の許可を得て、研究事項に関連のある講義および演習に出席し、または実験および実習を行うことができる。

2 研究生は図書館長の許可を得て、研究に必要な図書を閲覧し、または借用することができる。

第12条 研究生が本人の都合により退学しようとするときは、その旨をすみやかに届け出なければならない。

第13条 研究生が本規程に反し、または学校の秩序を乱したときは、その身分を取消すことがある。

第14条 研究生の身分については、この規程に定めるもののほか、本学大学院学則の学生に関する規定を準用する。

第15条 研究生が研究を修了したときは、研究報告を提出させ、相当の成果をおさめたと認められたときは、研究科委員会の議を経て学長が研究証明書を発行することができる。

附 則

1. この規程は、平成12年3月1日から施行する。
2. この規程は、平成18年3月1日から施行する。
3. この規程は、平成19年3月1日から施行する。
4. この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別 表

検定料

文 学 研 究 科	食物栄養科学研究科
30,000円	30,000円

入学金

文 学 研 究 科	食物栄養科学研究科
30,000円	30,000円

授業料（年額）

文 学 研 究 科	食物栄養科学研究科
100,000円（半期 50,000円）	200,000円（半期 100,000円）

別府大学大学院特別研究学生規程

(主 旨)

第1条 この規程は、別府大学大学院学則第50条の2に基づき、特別研究学生に関し、必要な事項を定める。

(資 格)

第2条 特別研究学生を志願することができる者は、本大学院と他の大学院等との協定等に基づき、他の大学院等（以下「協定先機関」という。）から、本大学院において研究指導を受けることの許可を得た者とする。

(出願の手続)

第3条 特別研究学生を志願する者は、所定の期日までに、次の出願書類を添え、研究指導を希望する研究科長に願い出なければならない。

- (1) 特別研究学生願書
- (2) 協定先機関等の指導教員の推薦書
- (3) 研究計画書
- (4) その他研究科長が必要とする書類

(選考および許可)

第4条 前条の志願者については、研究科委員会で選考のうえ、研究科長が特別研究学生として研究指導を受ける許可を決定する。

- 2 研究科長は、前項の決定を志願者に通知する。

(受入時期)

第5条 特別研究学生の受入時期は、別府大学大学院学則第14条に定める学期の始めとする。ただし、協定先機関との協定等にもとづき、学期の始め以外の時期に受入れることができる。

(期 間)

第6条 特別研究学生として研究指導を受けることができる期間は、協定先機関との協定等による。ただし、博士課程前期課程または修士課程の大学院学生を受入れるときは、1年以内とする。

(検定料、入学料及び授業料)

第7条 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

- 2 特別研究学生に係る授業料は、研究生の額と同額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特別研究学生に係る授業料について相互に不徴収とする大学院間協議が成立したときは、当該特別研究学生として受け入れる場合の授業料を徴収しない。
- 4 特別研究学生には、授業料の免除及び徴収猶予の取扱いはしない。
- 5 既納の授業料は、返付しない。

(研究指導)

第8条 特別研究学生を受け入れた研究科は、協定等に基づき研究指導を行う。

2 研究指導が終了したときは、研究指導教員は研究指導報告書を作成し、研究科長に報告する。

(研究にかかる費用)

第9条 特別研究学生として研究にかかる費用については、協定先機関との協議にもとづき、徴収することができる。

(施設利用の範囲)

第10条 特別研究学生は、本大学院学生のための施設を利用することができる。

(特別研究学生証)

第11条 特別研究学生には、その身分を証明するものとして、特別研究学生証を交付する。

(諸規則の遵守)

第12条 特別研究学生は本大学院の諸規則を守らなければならない。

(許可の取消)

第13条 特別研究学生として受入れた者が、本大学院の諸規則に違反する行為または特別研究学生として相応しくない行為があった場合は、特別研究学生的身分を剥奪し、研究指導を中止する。

2 前項の手続きは、研究科委員会等の議を経て、研究科長が行う。

(授業科目の履修)

第14条 特別研究学生については、別府大学大学院学則第49条の特別聴講学生として出願することができる。

(改 廃)

第15条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別府大学大学院長期履修学生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、別府大学大学院学則第31条の2第3項の規定に基づき、長期履修学生に関し必要な事項を定める。

(資 格)

第2条 長期履修の申請をすることができる者は、本学大学院博士前期課程又は修士課程の第1年次に入学を志願する者又は本学大学院に在籍している者で、次の各号の一に該当し、標準修業年限内で修了することが困難な者とする。但し、外国人留学生は除く。

- (1) 職業を有している者
- (2) 育児、長期介護等の事情のある者
- (3) その他やむを得ない事情（身体の障がい、疾病等）を有し、標準修業年限で修了することが困難であると学長が認めた者

(申 請 書 類)

第3条 長期履修の申請をする者は、次の各号に定める書類を入学又は在学する研究科の長を経由して学長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修申請書（別紙1）
- (2) 履修計画書（別紙2）
- (3) その他学長が必要と認める書類

(申 請 期 間)

第4条 長期履修の申請期間は、次のとおりとする。

- (1) 入学予定者 本学が別に定める期間
- (2) 大学院在籍者 2月末日まで

(履修期間の変更)

第5条 長期履修学生が、履修期間の変更を申請する場合は、所定の期日までに次に掲げる書類を在学する研究科の長を経由して学長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修期間変更申請書
- (2) 変更後の履修計画書
- (3) その他学長が必要と認める書類

2 履修期間の最終学年に入ってから期間延長及び在学年限を超える期間延長の申請は認めない。

(決定及び許可)

第6条 長期履修の申請及び履修期間の変更の申請に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(長期履修の開始時期)

第7条 長期履修学生の受け入れ時期は、学年の始めとする。

(長期履修学生の入学検定料等)

第8条 長期履修を希望する入学生の入学検定料、入学金は、標準修業年限の入学生と同じ取扱いとする。

2 長期履修学生の授業料及び教育研究料（以下「授業料等」という。）は、標準修業年限に相当する授業料等の総額を長期履修期間の年数に分けて納付するものとする。

3 長期履修期間の変更が許可された場合の授業料等は、標準修業年限の授業料等の総額から既に納入した授業料等の額を減じた残額を変更後の残りの履修期間の年数に分けて納付するものとする。

(登録単位数の制限)

第9条 長期履修学生の1年間に履修科目として登録できる単位数の上限は、16単位とする。(ただし、食物栄養科学研究科の場合、特別研究および特別演習を除く。)

(適用除外)

第10条 別府大学大学院学則第25条に定める別表の備考中、修士論文提出要件に関するただし書の規定は、長期履修学生には適用しない。

(雑 則)

第11条 学則及び本規程並びに本学の諸規程の定めるところによるほか、長期履修学生に関し必要な事項は学長が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成25年度入学者から適用する。

(別紙様式1)

別府大学大学院長期履修申請書

令和 年 月 日

別府大学学長 殿

申請者 氏 名 ㊟

住 所 〒

電話番号 () —

(在学生の場合) 研究科 専攻

下記のとおり、長期履修学生となることを希望し、申請します。

記

1. 長期履修期間

開始学年： 年次から

期 間：令和 年 月～令和 年 月 (年間)

2. 希望理由 (内容に応じて在職証明書など理由を証する書類を添付すること。)

----- 以下、申請者が在学生の場合に指導教員が記入する。-----

上記について了承します。	[指導教員] 氏名	㊟
--------------	-----------	---

(別紙様式2)

履修計画書 (履修科目及び研究計画)

学 年	履修予定科目	研究計画の概要
1年目		
2年目		
3年目		
4年目		

※枚数は問わない。適宜行を増やすなど工夫すること。

別府大学大学院 博士前期課程・修士課程 入学資格審査要項

文学研究科委員会

食物栄養科学研究科委員会

別府大学大学院博士前期課程・修士課程では、学校教育法施行規則第155条第1項第8号、ならびに別府大学大学院学則第19条第1項第4号によって、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業生、その他の教育施設の修了者であっても、22歳に達した者で、当該の専攻が実施する個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めるときは、入学試験の受験資格を認めることができる。

1 審査

入学資格の審査を希望する者は、当該入学試験の出願受付開始30日前までに申請しなければならない。

各専攻では入学試験の出願受付開始10日前までに書類選考と口頭試問を行い、可否を出願受付開始5日前までに申請者に通知しなければならない。

2 審査手順

入学資格審査は個々の申請者ごとに行う。具体的な方法、評価基準、実施場所、手続き等については各専攻で適宜に定め、適切な方法によって公表するものとする。

書類選考のために提出する書類（下記第3項 活動の記録）については1名の主査教員を定め審査を行い、専攻会議にその結果を報告する。

その後、面接を実施し、選考会議を開催して判定する。

判定は当該研究科委員会に報告され、そこで決定される。

3 書類選考のために提出する書類

1) 入学資格認定申請書（本学所定のもの）

2) 最終学歴校の卒業（修了）証明書と成績証明書

3) 大学卒業と同等以上の学力を有することを証するに足る活動の記録。例えば自作の著書・論文・報告・作品など

4) 大学、大学院において科目等履修生などとして修得した単位があれば、その単位修得証明書

4 口頭試問

提出された書類に基づき、当該専攻の指導教員を含む専任教員（複数）による口頭試問を実施する。実施日時は別途定める。

附 則

この要項は、令和3年3月8日に制定し、令和3年4月1日から施行する。

別府大学大学院 博士後期課程 入学資格審査要項

文学研究科委員会

別府大学大学院博士後期課程では、学校教育法施行規則第156条第7号、ならびに別府大学大学院学則第19条第2項第4号によって、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業生、その他の教育施設の修了者であっても、24歳に達した者で、当該の専攻が実施する個別の入学資格審査により修士の学位を取得した者と同等以上の学力があると認めるときは、入学試験の受験資格を認めることができる。

1 審査

入学資格の審査を希望する者は、当該入学試験の出願受付開始30日前までに申請しなければならない。

各専攻では入学試験の出願受付開始10日前までに書類選考と口頭試問を行い、可否を出願受付開始5日前までに申請者に通知しなければならない。

2 審査手順

入学資格審査は個々の申請者ごとに行う。具体的な方法、評価基準、実施場所、手続き等については各専攻で適宜に定め、適切な方法によって公表するものとする。

書類選考のために提出する書類（下記第3項 活動の記録）については1名の主査教員を定め審査を行い、専攻会議にその結果を報告する。

その後、面接を実施し、選考会議を開催して判定する。

判定は文学研究科委員会に報告され、そこで決定される。

3 書類選考のために提出する書類

1) 入学資格認定申請書（本学所定のもの）

2) 最終学歴校の卒業（修了）証明書と成績証明書

3) 大学院博士前期（修士）課程を修了した者と同等以上の学力を有することを証するに足る活動の記録。例えば自作の著書・論文・報告・作品など

4) 大学、大学院において科目等履修生などとして修得した単位があれば、その単位修得証明書

4 口頭試問

提出された書類に基づき、当該専攻の指導教員を含む専任教員（複数）による口頭試問を実施する。実施日時は別途定める。

附 則

この要項は、令和3年3月8日に制定し、令和3年4月1日から施行する。

アーキビスト養成プログラムに関する要項

第1条 別府大学大学院文学研究科、食物栄養科学研究科履修規程第12条の規定に基づき、この規定を定める。

第2条 別府大学に置く文書館専門職養成課程委員会（以下「委員会」という。）は、本学大学院の学生の認証アーキビスト受験資格（以下「受験資格」という。）取得に関する事項を所轄する。

第3条 本学大学院の学生で受験資格を取得しようとする者は、委員会に、所定の期間に申し出て、許可を得なければならない。

第4条 前条で許可された学生は、別表に定める所定の単位を修得しなければならない。

第5条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この要項は、令和6年1月24日に制定し、令和6年4月1日から施行する。

別表 アーキビスト養成プログラム授業科目

科目名		単位数		履修要件	備考
		必修	選択		
必修科目	アーカイブズ学研究A	2		14単位	
	アーカイブズ学研究B	2			
	アーカイブズ研究Ⅰ	2			
	アーカイブズ研究Ⅱ	2			
	アーカイブズ研究Ⅲ	2			
	アーカイブズ研究Ⅳ	2			
	アーカイブズ研究Ⅴ	2			
選択科目	史料学研究Ⅰ		2	2単位	
	文化財保存科学研究A		2		
	文化財保存科学研究B		2		
	日本史研究ⅡA		2		
	日本史研究ⅡB		2		
	日本史研究ⅢA		2		
	日本史研究ⅢB		2		
合計		14	2		

編集・発行 別府大学
〒874-8501 別府市北石垣82